

衆議院
第百五十六回国会

個人情報保護の保護に関する特別委員会議録 第四号

平成十五年四月十六日(水曜日)

午後一時開議

出席委員

委員長 村井 仁君

理事 逢沢 一郎君 理事 砂田 圭佑君

理事 進実 進君 理事 松下 忠洋君

理事 伊藤 忠治君 理事 細野 豪志君

理事 漆原 良夫君 理事 東 祥三君

理事 石田 真敏君 理事 岩永 峯一君

理事 大村 秀章君 理事 金子 恭之君

理事 上川 陽子君 理事 亀井 久興君

理事 北村 誠吾君 理事 滝 実君

理事 竹下 亘君 理事 橘 康太郎君

理事 谷田 武彦君 理事 谷本 龍哉君

理事 福井 照君 理事 星野 行男君

理事 松浪 健太君 理事 松野 博一君

理事 宮澤 洋一君 理事 吉田六左門君

理事 石毛 鏡子君 理事 枝野 幸男君

理事 後藤 斎君 理事 今野 東君

理事 近藤 昭一君 理事 島 聡君

理事 平岡 秀夫君 理事 山内 功君

理事 山田 敏雅君 理事 横路 孝弘君

理事 西 博義君 理事 榊屋 敬悟君

理事 黄川田 徹君 理事 西村 眞悟君

理事 春名 眞章君 理事 吉井 英勝君

理事 阿部 知子君 理事 北川れん子君

理事 保坂 展人君 理事 山谷えり子君

総務大臣 片山虎之助君

国務大臣 (内閣官房長官) 福田 康夫君

内閣府副大臣 細田 博之君

厚生労働副大臣 米田 建三君

内閣府大臣政務官 木村 義雄君

大村 秀章君

総務大臣政務官 岩永 峯一君

総務大臣政務官 吉田六左門君

政府参考人 (内閣官房内閣審議官) 藤井 昭夫君

政府参考人 (総務省行政管理局長) 松田 隆利君

政府参考人 (外務省大臣官房長) 北島 信一君

衆議院調査局個人情報保護の保護に関する特別調査室長 小菅 修一君

委員の異動 四月十六日

北村 誠吾君 補欠選任 上川 陽子君

大島 章宏君 補欠選任 枝野 幸男君

中村 哲治君 補欠選任 近藤 昭一君

保坂 展人君 補欠選任 阿部 知子君

江崎洋一郎君 補欠選任 山谷えり子君

同日 上川 陽子君 補欠選任 北村 誠吾君

同日 枝野 幸男君 補欠選任 大島 章宏君

同日 近藤 昭一君 補欠選任 山田 敏雅君

同日 阿部 知子君 補欠選任 保坂 展人君

同日 山田 敏雅君 補欠選任 中村 哲治君

同日 山田 敏雅君 補欠選任 中村 哲治君

同日 山田 敏雅君 補欠選任 中村 哲治君

同日 山田 敏雅君 補欠選任 中村 哲治君

同日 山田 敏雅君 補欠選任 中村 哲治君

同日 山田 敏雅君 補欠選任 中村 哲治君

同日 山田 敏雅君 補欠選任 中村 哲治君

同日 山田 敏雅君 補欠選任 中村 哲治君

同日 山田 敏雅君 補欠選任 中村 哲治君

同日 山田 敏雅君 補欠選任 中村 哲治君

同日 山田 敏雅君 補欠選任 中村 哲治君

同日 山田 敏雅君 補欠選任 中村 哲治君

同日 山田 敏雅君 補欠選任 中村 哲治君

同日 山田 敏雅君 補欠選任 中村 哲治君

同日 山田 敏雅君 補欠選任 中村 哲治君

同日 山田 敏雅君 補欠選任 中村 哲治君

同日 山田 敏雅君 補欠選任 中村 哲治君

同日 山田 敏雅君 補欠選任 中村 哲治君

する法律案(内閣提出第七三三号)

情報公開・個人情報保護審査会設置法案(内閣提出第七四四号)

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出第七五五号)

個人情報保護の保護に関する法律案(枝野幸男君外八名提出、衆法第一〇号)

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案(枝野幸男君外八名提出、衆法第一二二号)

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案(枝野幸男君外八名提出、衆法第一二二号)

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案(枝野幸男君外八名提出、衆法第一二二号)

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案(枝野幸男君外八名提出、衆法第一二二号)

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案(枝野幸男君外八名提出、衆法第一二二号)

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案(枝野幸男君外八名提出、衆法第一二二号)

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案(枝野幸男君外八名提出、衆法第一二二号)

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案(枝野幸男君外八名提出、衆法第一二二号)

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案(枝野幸男君外八名提出、衆法第一二二号)

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案(枝野幸男君外八名提出、衆法第一二二号)

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案(枝野幸男君外八名提出、衆法第一二二号)

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案(枝野幸男君外八名提出、衆法第一二二号)

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案(枝野幸男君外八名提出、衆法第一二二号)

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案(枝野幸男君外八名提出、衆法第一二二号)

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案(枝野幸男君外八名提出、衆法第一二二号)

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案(枝野幸男君外八名提出、衆法第一二二号)

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案(枝野幸男君外八名提出、衆法第一二二号)

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案(枝野幸男君外八名提出、衆法第一二二号)

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案(枝野幸男君外八名提出、衆法第一二二号)

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案(枝野幸男君外八名提出、衆法第一二二号)

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案(枝野幸男君外八名提出、衆法第一二二号)

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案(枝野幸男君外八名提出、衆法第一二二号)

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案(枝野幸男君外八名提出、衆法第一二二号)

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案(枝野幸男君外八名提出、衆法第一二二号)

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案(枝野幸男君外八名提出、衆法第一二二号)

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案(枝野幸男君外八名提出、衆法第一二二号)

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案(枝野幸男君外八名提出、衆法第一二二号)

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案(枝野幸男君外八名提出、衆法第一二二号)

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案(枝野幸男君外八名提出、衆法第一二二号)

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案(枝野幸男君外八名提出、衆法第一二二号)

御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○村井委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○村井委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。枝野幸男君。

○枝野委員 民主党の枝野でございます。

○官房長官 枝野さん、お話を聞かせてください。

○官房長官 枝野さん、お話を聞かせてください。

○官房長官 枝野さん、お話を聞かせてください。

○官房長官 枝野さん、お話を聞かせてください。

○官房長官 枝野さん、お話を聞かせてください。

○官房長官 枝野さん、お話を聞かせてください。

○官房長官 枝野さん、お話を聞かせてください。

○官房長官 枝野さん、お話を聞かせてください。

○官房長官 枝野さん、お話を聞かせてください。

○官房長官 枝野さん、お話を聞かせてください。

○官房長官 枝野さん、お話を聞かせてください。

○官房長官 枝野さん、お話を聞かせてください。

○官房長官 枝野さん、お話を聞かせてください。

○官房長官 枝野さん、お話を聞かせてください。

○官房長官 枝野さん、お話を聞かせてください。

○官房長官 枝野さん、お話を聞かせてください。

○官房長官 枝野さん、お話を聞かせてください。

○官房長官 枝野さん、お話を聞かせてください。

○官房長官 枝野さん、お話を聞かせてください。

○官房長官 枝野さん、お話を聞かせてください。

○官房長官 枝野さん、お話を聞かせてください。

○官房長官 枝野さん、お話を聞かせてください。

○官房長官 枝野さん、お話を聞かせてください。

○官房長官 枝野さん、お話を聞かせてください。

○官房長官 枝野さん、お話を聞かせてください。

○官房長官 枝野さん、お話を聞かせてください。

○官房長官 枝野さん、お話を聞かせてください。

○官房長官 枝野さん、お話を聞かせてください。

○官房長官 枝野さん、お話を聞かせてください。

だ保護法案ですね、これも情報公開法も私どもの方の所管でございますので私が答えさせていただきますが、昨日も一部御答弁いたしましたけれども、この法案を策定する過程において、総務省が、全庁集めて連絡会議を開催の上、個別の法令協議を行い、内閣官房、防衛庁を含め、各省庁と十分調整を行った上で提案しているものでございます。

防衛庁の事業は現行法制で対応いたしましたので、防衛庁の責任において、十分調査の上、処分を行っております。

○枝野委員 私、内閣官房としてどういう調整をされたんですかと尋ねています。

○福田国務大臣 一般論として申し上げれば、政府内の最高かつ最終調整というのは内閣官房で行います。しかし、今回は片山大臣の調整で十分行つてまいりました。

○枝野委員 官房長官もあつたとき委員会室にいらしたかどうかは私も記憶がありませんが、昨年の、主に私と総務大臣との内閣委員会でのやりとりというのは十分御承知であつたというふうに思いますが、それから、防衛庁リスト問題が大変重大かつ深刻な問題として、メディア、世論も含めて大きく取り上げられていたことも当然、官房長官は御存じであつたと思います。

当然のことながら、こうした問題に対して内閣全体として調整を図る、特に、防衛庁リスト問題がどのような原因で生じたのかということは基本的に防衛庁の中の問題でしようし、一方では、この法案は総務省の問題でしようし、そのところを、まさに高度な政治的な問題も含めて、官房として扱うに値する問題だと判断されなかつたのでしょうか。

○福田国務大臣 一般論として言えば先ほどの答弁でございますけれども、今回の法案の主務大臣、これは総務大臣でございます。

この法案を策定する過程において、総務省が、全庁による連絡会議を開催の上、法令協議を行い、内閣官房、防衛庁を含め、各省庁と十分調整

を行つた上で提案したもので、こういうように承知しております。

○枝野委員 ですから、その程度の問題だと。防衛庁リスト問題も行政機関の個人情報保護法案もその程度の問題なんですね。

○福田国務大臣 その程度の問題かどうかということとは別として、十分なる調整は行つた上で提案はしております。

○枝野委員 外務大臣のかわりのようなことをされる暇はあるようですが、本来の内閣官房としての業務については、こういう重要な案件も人任せで、何か総理に似てこられたようですが。

きのうも総務大臣は、防衛庁リスト問題についてでしようか、周知徹底が十分なされていなかったという趣旨のことを答弁されました。官房としてもそういう認識なんですか。

○片山国務大臣 官房としての答弁は後ほど官房長官からあると思いますが、周知徹底の努力はしましたけれども、受け取る側のあれもありますので、そこところは末端までしっかりと認識していただいたかどうかについては、我々ももう少し努力が足りなかつたのかな、こういうふうにしておりまして、以降、さらに周知徹底の努力を会議や通知やその他研修等で行つておりまして、今後とも、新法ができるわけでありまして、さらに周知徹底を努力してまいりたいと思つております。

○福田国務大臣 今担当大臣から答弁されたところでありまして、担当大臣の発言というものは、これは重いものである、このように認識しております。

○枝野委員 周知徹底がなされていなかったというのは、何について周知徹底がされていなかったんですか。これは総務大臣で結構です。

○片山国務大臣 とにかく必要最小限の扱いをする、個人情報については、目的に従つて。目的外利用のなことについては、これは厳重にチェックしていく、こういうことでございまして、関係のないようなところが知り得るような状況をつくら

るということとはよろしくない。こういうことについて、現行法の問題ではありませんけれども、現行法を含めて、新法はそれを発展的に解消というのか大きくするものでございますから、その辺の個人情報保護の必要性、重要性、そのあり方についてさらに周知をしていきたい、こういうことであります。

○枝野委員 総務大臣は、防衛庁の職員に対して周知徹底する権限をお持ちなんです、内閣法や国家行政組織法上。

○片山国務大臣 防衛庁については、行政機関の長である防衛庁長官に責任がございしますが、防衛庁長官について、法律の所管大臣としていろいろなことをやる仕組みになっておりますから、そういうことで我々は要請をするわけであります。

○枝野委員 ほかの法案の審議に御迷惑を余りかけたくないと思つたので、防衛庁長官は必要ないと思つたんですが、そういう御答弁なら、防衛庁長官に来ていただいて、どういふ周知徹底ができなかつたのか、そういうことをちゃんと聞かないと先へ進めないと思つたんですが。

○村井委員長 枝野委員に伺いますが、それは防衛庁長官の出席を求めるといふ御趣旨ですか。(枝野委員「そうです」と呼ぶ)それであれば、委員長において、別途理事会でお諮りいたします。

枝野君。

○枝野委員 官房としてはどういふ把握をしているんですか。つまり、横並びの省庁ですから、総務省、総務大臣と防衛庁長官との関係で、防衛庁長官が庁内でどういふ把握をし、どういふ調査をし、このことは、総合調整である官房長官のところには連絡が入り、把握をする責任も権限もあると思つたんですが、官房長官として、この防衛庁のリスト問題はどの部分がどういふふうには不徹底だから生じたのか、どういふ認識ですか。

○福田国務大臣 これは国家行政組織法第二条第二項にあるんですけれども、「国の行政機関は、内閣の統轄の下に、その政策について、自ら評価

し、企画及び立案を行い、並びに国の行政機関相互の調整を図るとともに、その相互の連絡を図り、すべて、一体として、行政機能を発揮するようにしなければならぬ。」こういうふうなことでありまして、総務大臣としてその任に当たつておるわけであります。

○枝野委員 では、具体的に、本日に総務大臣がされていただつたら、防衛庁の中のどういふ部分が不十分で不徹底だったんですか。お答えください、防衛庁のことについて。

○片山国務大臣 それは先ほど答弁いたしましたように、防衛庁の中における周知徹底は、それはそれぞれの大臣の責任でやつていただく。我々の方は、周知徹底をするように要請をする立場でございます。あつた場合には、報告をとるとか、いろいろなことについての調査をするとか、そういうことはあるわけであります。意見を言うとか。それは二次的に我々がやるわけでありませんが、当面はそれぞれの行政機関の長であります、法律の建前も。

○枝野委員 今、官房長官が、連絡その他の権限が総務大臣にあるとおっしゃつたから、どういふ連絡を受けているんですか、防衛庁長官から。防衛庁リスト問題が、どういふ周知徹底が不行き届きでこんなことが起こつたのか。当然、総務大臣のところには報告が上がつて、連絡が上がつていないと、上がつていないと自分で自分じゃないと今お逃げになつたんだから。総務大臣、いつているんでしょう。

○片山国務大臣 私どもの方では、何度も言いますけれども、各省庁に対して、防衛庁を含めて、周知徹底のための会議とか打ち合わせだとか通知だとか報告徴収だとか、そういうことをやつたわけでありまして、具体的にそれぞれの、どういふ方策をとるか各省庁においての御判断でやつていただく、こういうことでございまして、細部まで私が知り得る立場にはありません。

○枝野委員 ちなみに聞きますが、行政機関のこの法律ができ上がった、何らかの形でもし成立を

した場合、その後も同じ構造ですね。

○片山国務大臣 法律が通りますれば、もう通る前からいろいろな打ち合わせや会議をやっておりますけれども、さらに徹底してまいりたいわけでありまして、いろいろな報告をもらうわけでありまして、今度の新法に基づいて。そういうことはしっかりとやっています。

○枝野委員 だけれども、実際に具体的にやるのは、各役所の中の所管大臣がされるんで、各所管大臣がどのように各省内で周知徹底を図るのか、片山大臣に聞いてもわからないということ、これは全大臣そろっていただかないと審議できないということをお認めになつてゐるんですよ。

○片山国務大臣 それは、賢明な枝野委員よく御承知のように、内閣はそれぞれの所管大臣が責任を持って行うわけでありまして、私の立場は、新しい法律に基づいていろいろな調整をやる、あるいは、場合によってはいろいろなチェックをさせていただく、こういうことでございまして、そういう立場でやっています。防衛庁のことまで総務大臣が全部やる、何とか省まで全部入っていつてやる、そういうことには今の内閣制度でなっていないんですよ。

私は、所管大臣としては、連絡や調整や、あるいは不備があればそのチェックなんということはやらせていただく、こういうことであります。

○枝野委員 だから、実際にこれは法律がつくられても、現に、今までも似たようなコンピュータ関係の法律があつて、そういう法律がありながら防衛庁には周知徹底されてない。これは大臣がきのおっしゃったんですからね。周知徹底されていなくてあつた結果を招いてしまった。

この法律をつくつても周知徹底されなければ、これで保護すべき国民の権利というのが保護されないことになるかもしれない。では、どんなふうに周知徹底するんですかといったときには、当然のことながら、どなたか周知徹底をする責任者の方にお答えいただかなきゃならないけれども、

それは私は片山大臣が官房長官だと思つていました。

でも、そうなんだとすれば、過去の件についてなぜ周知徹底されなかったのか。具体的なことについてどちらかにはお答えいただかないと、防衛庁リスト問題の反省を踏まえて、では、これはどうしてそういうことが起こつたのか、なぜ周知徹底できなかったのか、そのことをだれかに答えていただかなければ、それは前へ進みようがないじゃないですか。

○片山国務大臣 私は、周知徹底されてなかったとは言っていないです。周知徹底が不十分であつたと。だから、防衛庁……（枝野委員「緒だ」と呼ぶ）なかつたとは不十分とは違いますよ。だから、それについては、例えば海幕三佐については懲戒処分が行われたわけでありまして、そういうことが行われないのが、それはベターなんです。しかし、結果としてあつたことが、いろいろな事情で、本人の不注意が何かありませんけれども起こりましたので、それについては周知徹底の程度が不十分であつたのかな、こういうことを私自身は思つておるわけでありまして、それは、防衛庁は防衛庁で調査した結果の判断で、御承知のような懲戒処分をしたわけでありまして、それから、そういう意味では、その周知徹底の不十分さについて防衛庁としての責任はとつたわけであり

ます。

○枝野委員 だけれども、周知徹底の問題だとおっしゃつたのは大臣なんです。防衛庁長官が、どこかで周知徹底が行き届かなかつたんでとおっしゃつたんじゃないですか。

周知徹底が行き届かなかつたんで防衛庁長官も御認識で、内閣として御認識ならば、処分の相手が違うじゃないか、きのう申し上げたとおりです。それ、そんな現場の、一番末端の、いわゆるトカゲのしっぽ切りみたいな、そういう処分じゃなくて、周知徹底を防衛庁内ですべき責任者こそが処分を受けるべきなのであつて、それはどういう認識なんですか。それは防衛庁とどういふ話を

しているんですか。その話を聞いているんです。しかも、こんな大きな問題なんだから、主務大臣や所管大臣限りの話じゃないですよ。内閣官房として総合調整して持つてくる話ですよ。官房長官、どうですか。

○片山国務大臣 いや、それは、言いましたように、これは隅々の、すべての人が十二分に法律やいろいろな仕組みを了解して、認識してやるということができれば一番いいんですよ。だから、そのためにいろいろな手だてはとりますけれども、今回の場合には、御承知のような海幕三佐の事案が起きたので、それは大変遺憾であり、周知が不足したのかなと考へておるわけでありまして、しかし、それは行為をした人について、行為責任を国家公務員法で防衛庁はとらせたわけでありまして、内部についてのいろいろな反省は、あるいはそれは防衛庁として行つたと私は聞いております。

○枝野委員 今、「かな」とかおっしゃつていますが、言葉の揚げ足取りをするつもりはありませんが、周知徹底ができなかつたので防衛庁リスト問題のような問題が起こつた。それが不十分だつたせいで起こつたのか、それとも周知徹底はそれなりになされていたのに本人の問題として起こつたのか、それとも組織全体の体質として、周知徹底されていても、こんなものいいやと思つていたのか、それによつて全然やるべき対応が違ふわけですよ、組むべき法律も違ふわけですよ、対応するため。そのことを総務大臣が認識していないということをお認めになつたんですよ。全然総合調整ができている、あの事件を踏まえていないということをお認めになつてゐるんですよ、今は。

○片山国務大臣 国家公務員法に基づく懲戒権の発動は懲戒権者がやるんですよ。だから、懲戒処分に該当する事由があるんなら、懲戒権者が十分調査の上やつたんで、あの結果は、行為をした海幕三佐に責任があるという懲戒処分だと理解しております。

○枝野委員 多分、頭のいい大臣のことだから、わざとずらしているんじゃないが、私は、処分どうこうという話をしてゐるんじゃないんですよ。あの事件が発覚をして、発覚をした上で新しい法律に出直してゐるんですから、当然のことながら、あのような事件が二度と起こらないようにと、それなりの配慮がなされたのは当然でしょう。そうだとしたときには、なぜあんな事件が起こつたのかということは、処分をどうこうするか、それは防衛庁長官の問題ですよ。だけれども、どうしてあつた事件が起こつたのかということ、少なくとも内閣としてきちつと共通認識を持つて、そして法案を出してこなければ、あの事件の教訓を生かしたことになるんですよ。

したがつて、それは官房長官がきちんと把握をした上で、総務大臣と調整をされて、あつた事件が起こらないようにとされるべきだと私は思いますが、それをお二人の間で押しつけ合つて、どちらがどうでも構いませんが、それは総務大臣が、いや、それは防衛庁長官が自分で調べて、責任を持つて処分したんだからと。処分の問題はそれでしよう。だけれども、それに基づいて、どういふ事実関係だつたのか、どうしてあんなことが起こつたのかということをお認めになつて認識をしていただければ、それを教訓にしてこの法案を出してきたということにはならないですよ。

○片山国務大臣 防衛庁の事案だけじゃないんですよ。防衛庁の事案も一つありますけれども、万般の、前の法律についての国会の御議論や、あるいは世論というんでしょうか、そういうことを含めまして、すべてのことを総合勘案して、与党とも調整の上今回の法律を出したわけでありまして、もともと、前の法律も現法に比べると相当進んでゐる、それをさらに処罰規定を追加することによつて万全を期した、こういうことでござい

ます。

○枝野委員 わかつておっしゃられてゐるんだと思うので、もう本当に、半分腹が立つのですが、その罰則が、今回の防衛庁リスト問題のよう

ケースは対象にならない、そういう中身になっていくわけですよ。

そういうことについて判断される以上は、なぜ防衛庁リスト問題が生じたのかということについて、もちろんほかの理由もあつて出直したのだと思いますが、そのことについてもきちんと内閣として把握をして、その上で、これこれこういう理由であの問題はこう起きた、そういうふうにならなくとも認識していると。官房長官から聞いたのか、調整を受けて聞いたのか、防衛庁長官と直接やったのかは、それはいろいろあるかもしれませんが、そこはきちんと大臣として把握をしていなければおかしい。

もし、それを把握しないのなら、できないのなら、それは、法律をつくった後の執行の問題だから各大臣だということだったら、実際にこの法律を執行するのは各大臣なんだから、関係する全庁的大臣に出てきていただかないと、あなたの役所はどうやって周知徹底するんですかと聞けないじゃないですか。

○片山国務大臣 今回の防衛庁の事業は、今回の新法の罰則規定は、五十三条、五十四条、五十五条に追加いたしましたよね。そのいづれも、事実認定されれば罰則の対象になり得るのですよ。ただ、最終的な事実認定は司法がやるわけですから、厳重ないろいろな、刑罰ですから、犯罪ということで刑罰になるわけですから、そういう意味では捜査というのでしょうか、単なる調査でなくて、そういうことの上で事実認定されれば、これは刑罰の対象になる。だから、こういうことは相応な抑止効果があるということを私は昨日も申し上げました。

例えば五十三条でいいますと、個人の秘密に属する事項について、正当な理由がなく他に提供するということが刑罰の対象になるわけです。しかも、それは過失でなくて故意でなきゃいかぬ。だから、正当な理由があつたかないかの事実認定、個人の秘密に属する事項であつたかどうかの事実認定、故意か過失かの事実認定、これは、それこ

刑事当局が、司法が法と証拠に基づいてしっかりと捜査をして、その結果、事実認定できれば罰則の対象になる、こういうことであります。

○枝野委員 その答弁はきのうもお聞きをしたのですが、あの事件に今さらこの法律を適用して処罰しろなんて言っていないんですよ。

あのような事件の性質は、少なくとも行政的には把握をしているわけですよ。行政的に把握をして、それで懲戒処分をしているわけですよ。その行政的に把握をした事実に基づいて、これは周知徹底が不十分だったのか、本人の個性の問題なのか、組織的な体質の問題なのか、そういうことを判断して、その上であの手のところまで、つまり、我々の案と政府案との一番の違いは、その職務の用以外の用に供する目的というものの有無ですね、そこそこで広く処罰の対象にしないとい

我々はいけないと思つたわけですよ。あの防衛庁リスト問題で。

そのところについては、少なくとも、これこれこういう事実関係で、行政的にはこういう事実関係で把握をしています、原因はこういうところにあります、したがつて、こういうところの処置をこうすれば処罰をしなくても、つまり、そういう処罰を広げなくてもこれは抑止できます、そういうことの御答弁がなければ、あれを教訓にしたということにはならないと思うんですが、官房長官にお尋ねします。

今のようなことについて官房長官は調整をしたのですか、していないのですか。事実関係です。いや、事実関係です。官房長官の認識の問題、事実関係です。

○片山国務大臣 官房長官の御答弁があるかもしれませんが、今は五十五条の話ですね。五十三、五十四は野党案も政府案も同じですからね。五十五は、私どもの方は、専ら自己の職務の用以外の用に、こういうことでございまして、そこが皆さんの方の野党案は落ちている。

そこで、刑罰というものは何でもかければいいというものじゃないんですね、これは釈迦に説法

ですけれども。当罰性がなきゃいかぬ。

そこで、熱心な余り、自分の職務の範囲のことについて行き過ぎた、こういうものについては刑罰にすることが適当かどうかという議論があるものですから懲戒処分にしたわけでありまして、したがつて、今の防衛庁の事業につきましても、海幕三佐も懲戒処分の対象になりましたが、御承知のように、官房長も文書課長も総務課長も懲戒処分の対象になつていくわけでありまして。

○枝野委員 いいですか。聞かれていないことにお答えしていただきたくないし、今のお話はきのうもお聞きをしました。

処罰に値する行為なのかどうかということについては、それは議論があります。前提として、当然のことながら、あれだけ問題になつた防衛庁リスト問題について、これはこういう原因で、こういうところに根拠があつて、こういうことになつたんだ、その事実の認識があつた上で、だから、そこまでは処罰をする必要はなくて、懲戒処分です。つまりそこは対象に含めませんでしたということになるのか。それとも、やはりそこまで処罰の対象にしておかないと抑止できないということになるのか。

いわゆる立法事実の問題としてどこまで把握されているのですかということについては、総務大臣はきちんと把握されていない。それは、防衛庁が防衛庁の責任で事実関係を調査して処分をされた。

それで、事実関係として、官房長官は、例えば、防衛庁がどういう理由に基づいて、どういう調査結果に基づいてどういう処分をしたのか、そういうことについて詳細な報告は受けているのですか、受けていないのですか。官房長官の認識の問題です。

○福田国務大臣 そもそも、内閣におきましては、政策ごとに担当大臣というのを決めているわけでございます。この個人情報保護法案については、細田IT担当大臣または片山総務大臣が法案の担当大臣でありまして、この両大臣が内閣を代

表して答弁等に当たつておるわけでございます。ですから、私の方に調整があつたのかどうかというふうにお尋ねでございますけれども、これは、必要な調整はもう入っていますけれども、しかし、担当大臣はそういうことで決まつておりますから、担当大臣が防衛庁とよく相談をして諸事決めていくもの、このように承知しておるわけでございます。

○枝野委員 その防衛庁長官から、少なくとも官房長官はしっかりと認識の連絡を受けていないということとは、この間の議論で、きょうの議論でも明らかにしたじゃないですか。調整が不十分だった。少なくとも、この法案の立法事実となるべき今回の防衛庁リスト問題がどういう理由であつたことになつたのか、周知徹底が不十分であつたようだなことはおっしゃつていますが、具体的な認識を大臣はお持ちにならないで、うから答弁しています。これは議事録を全部見ていただければ改めて確認できます。

そういう事実認識がしてない総務大臣が、防衛庁とはちゃんと調整しました、それで出してきましたということにはならないので、当然、現場での調整が不十分だったら官房長官が調整をしていただかないじゃないですか。

○片山国務大臣 私どもの方は、この事件が表ざたになつてから、調査をするようにも防衛庁に話しましたし、防衛庁もしっかりと調査して、その報告は受けておりますし、その結果に基づきこういう懲戒処分を行いたい、それもすべて相談を受けております。その結果、我々としても、そういう処分が妥当ではなからうか、こういうことを申し上げましたが、あくまでも処分をやるのは法律に基づいて防衛庁長官であります。今の内閣制度はそういう仕組みになつていまして、我々としては、法律に基づいて、現行法に基づいて、現行法に基づく限りのいろいろな関与はいたしたわけでありまして。何にもしなかつたわけじゃ全くありません。

○枝野委員 けれども、結果的になぜあんな事

件が起こったのかということについては、言葉の揚げ足取りをするつもりはありませんから、周知徹底が不十分ということの意味を細かくは聞きませんけれども、きのう来の御答弁を議事録ができたらしきと御本人にも読んでいただければわかると思います。少なくとも、そのことがどういう原因だったのかということについては、あいまいな御答弁が一貫してきていてはいないわけです。その事実認識についてあいまいなまままで今度の法案では対応できますということの説明には全くならないわけがあります。

そろそろ時間のようなんですが、確認します。この法律ができ上がった後も、各行政の内部で、違法なとき、つまり処罰しなきゃならないような問題のときは、これは司法が動くでしょう。警察、検察が動くでしょう。そこに至らないけれどもこの法律に反するような行為が疑われた場合、これは全部、やはり主務大臣、所管の大臣がそれぞれの役所のことについてやる、それで間違いないですね。総務大臣がそこについて調査をしたり、ほかの役所について調査をしたり、あるいは処分をしたり、そういう権限はないですね。確認いたします。

○片山国務大臣 現行法における権限をほぼ引き継いでおりまして、例えば、個人情報ファイル簿のいろいろな項目については報告を受けるとか、それについては我々の方がいろいろな調査ができるとか、意見を言えるとか、いろいろな権限がありますから、それはそれに基づいてやっていきたい、こういうふうな思いです。今度は処罰規定が入りましたので、自分の仕事の範囲で犯罪が起こったと思えば、これは告発の義務が生ずるわけでありまして、そういうことでは現行法よりは相当変わってくる、こういうふうな思っております。

○枝野委員 私がお尋ねしているのは、防衛庁のリスト問題についても周知徹底が不十分だったとすれば、それは、防衛庁長官、防衛庁の問題なのか、それとも総務省の問題なのか。だけれども、

今の法体系の中では、それは各所管大臣の責任になるんですよ。それは、総務大臣としては各大臣には言うけれども、その大臣が各省内を徹底するかどうかというのが今の法体系ですよ。私はその内閣法自体変えるべきだと思っております。そういう体系の中で、では、各省庁はこの法律をどういうふうな省内に徹底させていくのか。

実は、同じことは個人情報保護法の方にも言えるわけで、これも民間に対する監督が各主務大臣ですから、細田大臣が、この内閣が統制しているとしても、経済産業大臣に対して何か言えはするんではないけれども、具体的に現場の人間に周知徹底する権限を持たないわけですよ。そうすると、それは各役所でどういうふうな周知徹底をさせるのかということについては、各役所の大臣に求めているわけで、あなたの役所どうするんですかと聞いていくか、全体についての総合調整をされる福田官房長官に来ていただいて、内閣官房の責任で全体として総合調整こうしますとおっしゃっていただくかだと思います。したがって、そのどちらかに出てきていただきたながら審議しないと、具体的にどう執行されていくのかという審議はできない。

なお、さらに加えて、今の総務大臣の御答弁では納得できませんので、直接、防衛庁リスト問題がどういう原因で起こったのかということについてどういう認識をされているのか、防衛庁長官の出席を求めたいと思いますので、御配慮ください。

終わります。

○村井委員長 次に、石毛鏡子君。

○石毛委員 昨日、私は、個人情報保護法体制の体系に關しまして細田IT大臣に質問をいたしました。が、本来、この質問は官房長官にということですが、要請をさせていただいた質問でございます。また、きのうの細田大臣の御答弁でもまだ私としては十分に納得し得ないところもございまして、改めてきょうは、官房長官に御出席をいただきます。この点から御質問をさせていただきます。

きたいと思います。

まず、百五十一国会で個人情報保護法案が提出されました際に、事務方から個人情報保護法の体系イメージというものが示されました。そのイメージに關しましては、時間の都合もありますから繰り返しません。が、この中で個別法の制定ということが明瞭に示されております。

個別法が包括法かということでは、表現の自由とかかわりまして、別の観点から、個別法こそ先行すべきという強い御主張、御意見もあるわけですから、私も、まず官房長官に、個別法の制定に關して内閣としてどのような方針、プログラムをお持ちかということをお尋ねしたいと思っております。

○細田国務大臣 まず簡潔に私からお答え申し上げます。後ほど官房長官にお願いしたいと思っております。

各府省におきましては、法六条三項の趣旨を受けまして、所管する個別分野における個人情報の取り扱いの実態等も踏まえまして、幅広く追加的な措置を検討する必要があると思っております。

何分、一般法制では、大規模な、例えば五千人以上ということでは切ることになるような形で個人情報の保護でございますから、先般、看護師等について新法で特別の立法が行われましたように、これは、たとえ一件、二件であっても、個別法においてしっかりと監督等をする必要があるような分野については個別に検討をすべきである、この点について各省との連携を強化してまいりたいと思っております。

○石毛委員 昨日の細田大臣の御答弁では、議事録を確認すれば間違いないかと思っておりますけれども、きょうの御答弁とトーンが違っております。今国会に提案されました個人情報の保護に関する法律案は、事業者への勧告はあらゆる分野に及ぶので足りていないのではないか、足りていないという表現はお使いにはなりません。一方で、医療分野、金融、信用等々をお挙げになられて、電

気通信についてはガイドラインがあると御答弁になりました。

それから、ただいまお触れになりました保助看法に新しく守秘義務を規定したということについてもお触れになりましたけれども、追加的措置が必要というような明確な御答弁はなく、むしろ私は、事業者への勧告はあらゆる事業へ及ぶのでという、ある種、二重答弁であったように伺っているわけですが、その点、もう一度確認させていただきます。

○細田国務大臣 きょうは昨日の御質問の補足的な御質問と承知しておりますので、前段はきのうお答えした関係でちよつと省略させていただきます。したが、もちろん、この個人情報保護法自体は全般的にあらゆる分野に及ぶ法制である、しかし、この法律に基づく対象となる場合には、きつちりした個人情報保護のための主務大臣の業務を行うわけでございますが、それだけではどうしても及ばないケースも今後とも考えられるわけでございます。

極めて個人の秘密性の高い情報を取り扱う組織等もございまして、そういった場合には補足的に個別法で考えていただかなければならないということも申し上げましたので、ちよつとそういう意味で前段を省略いたしました。が、変わっております。

○石毛委員 それでは、改めて細田大臣に御確認いたしたいと思いますけれども、その個別法とは、具体的に現段階で考えに關しては、どの分野ではどのような分野がございになるのかということ、それから、きのう、具体的に各省庁とどのような協議をされているかということ、あるいは、いつまでにそうした検討をされるのか、着手されるのか、あるいは法制定されるのかというように、ことをお尋ねいたしました。その点も、もう一度明瞭に御確認ください。

○細田国務大臣 これまで、社会的な事象としてそれぞれに個人情報を取り扱われてきておりますから、例えば病院、医療機関においても、長

い間、カルテその他の情報が処理されてきておりまして、医師には個別に義務がかかっておつたのが、やはり保健師、看護師または准看護師の場合も、業務上知り得た秘密を漏らしてはならないというふうなそれぞれの事例がございまして、必要性があるものをやはり法改正しようではないかというところで、社会的な要請を反映いたしまして立法が行われたものと見ております。

例えば、金融分野においても、やはりいろいろな問題があるということで、今、金融審議会において金融分野における個人情報の取り扱いについて検討しておりますし、電気通信分野におきましては、電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインを運用するとともに、本年二月から研究会を開催して、必要な措置のあり方についても御議論をいただいているところでございます。

きのうは、石毛先生は、教育の分野等でも、ほかの分野でも必要なものがあるのではないかと御示唆もいただきましたが、どういふ事例があつて、これはいけないという事例が出ましたら、やはり個別に、なるべく早期に各省と連携しながら対応していくべきものだと考えております。

○石毛委員 私は、教育では、例えば偏差値の問題ですとか、それから不登校の問題ですとか、個人の情報としては極めてセンシティブな情報はたくさんあるというふうな認識をしております。そういう意味で、私の方からは教育ということも指摘をさせていただきます。

協議は進行中の部分もあれば進行中ではない部分もあると思ひますが、私、ちょっと、今細田大臣の御答弁は少しずれているのではないかと。補助法では、確かに保健師、看護師、助産師が、職能の専門性からいって、患者さんないしはクライアントといふ利用者に関して知り得た情報を守らなければいけない守秘義務というのがあるというのは、これは当然のことだと思ひます。

個人情報保護法は、情報を取得するに際して相手にきちつと説明をして同意を求めるとか、大変私は不十分だと思ひますけれども、政府の法案でも適正な取得というふうなことを定めているわけですから、補助法ですとか、それから、カルテ開示に関する医師の今持っている守秘義務というふうな責務では足りない。それが個人情報保護法に抵触するようないふ内容を備えているというふうには到底言えないわけで、やはり新しい内容の法律が必要だといふふうにお考えですので、その点、大臣はどういふふうにお考えになりますか。もう一度御答弁をお願いします。

○細田国務大臣 個人情報の中には、おっしゃいましたように、病院等で取り扱つておつたり、あるいは福祉施設、教育機関その他で取り扱う情報のように、一つ一つが重要な個人情報である。ですから、今この個人情報保護法で御審議いただいておりますのは、あくまでも大量の情報をいっぺんに一括して、あるいはその中から選択して漏らすような事例があることに対処する面もあるわけですが、それだけでは足りない、今委員が御指摘になつたようなケースというのはいろいろあると思つております。

しかも、病院等ではだんだん電子化が進んでおりまして、あらゆるレセプトですとかカルテですとかほとんど電子化されると、いろいろな形で個人情報保護が必要になるというふうにお考えしております。

○石毛委員 必要性があるという御指摘を大臣がなさつたことに關してはわかりました。それで、いつごろまでにそうした協議を調べていく、といふふうにお考えになるのでしょうか。○細田国務大臣 あらかじめ何でも網をかぶせて規制するというのも大変でございます。もちろん、中には、国家公務員であつたり、地方公務員であつたり、別の規制が当然、独立行政法人等あるわけでございますから、それはそれといたしまして、やはり問題発生ごとに、こういうことは不都合なことがあるんじゃないかという提起が行われま

すたびに、主務大臣と協議をしながら、確かに必要なものは国会にも御審議をいただきまして、何か不当な介入になつたり行政機関が強過ぎたりといふことも避けなければならぬと思ひますけれども、事実上と検討して、よりの確な個人情報保護体制、先ほどの三角形の中の個別法での対応も充実していく体系が必要であると思つております。

○石毛委員 それで果たして本当によろしいんですか。問題が生じたら、事案ごとに主務大臣の判断によつて法案をつくっていくことは、それは第六条の三項にある種、倫理規定として置いたような話でありまして、個人情報保護法制の体系、イメージといふふうな中で明瞭に位置づけているといふふうには、明確な位置づけだといふふうには大臣の御答弁では私には受け取れません。ですから、主務大臣が関与するような案件がどれだけの量、蓄積されたらできるのかとか、そういう話に移つていきましたら、いつくるのか、そうつくらないのかといふことに関しては、何と言つたらいいんですか、担保できない御答弁ではないかといふふうにお伺ひしました。

○細田国務大臣 そういう御指摘でございますが、例えば教育で、先ほど、内申書ですとか生徒の個別の事情ですとか、そのほかさまざまな家庭の事情も含めた、親との面談の結果とか、いろいろな情報が多分あるんですね。その情報は、公務員である場合には当然一件たりとも流してはいけないわけでございますが、では、ほかの、私立の学校の場合どうか、あるいは、そこに働く事務員さんがコンピューター処理をしているという場合に、その人までも規制をするのかどうかとか、病院についてもそうでございますが、そういう一つ一つの問題を検討していかなきゃならないわけですが、やはり何といつてもそれが百件にならなければいけないというのではなくて、一件でも二件でも社会問題になるような態様で発生すれば、それに対応するというのがまず第一だと思ひます。

それから、石毛委員がおつしやつたように、いや、こういう問題は必ず出るからあらかじめ整備するべきではないかという声が高まれば、それはやはり所管省であらかじめ措置することが妥当なケースもあると思つております。

○石毛委員 これまでのこの委員会の質疑ではほとんど議論になつてこなかったかと思ひますけれども、第五十条の適用除外の中で、報道機関について随分、表現の自由を侵害するといふことで議論になつてまいりましたけれども、この適用除外の中で、第一項第三号、「大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者 学術研究の用に供する目的」というこの第一項第三号がございします。

これは、学術研究といふことで幅広くとられていくわけですが、例えば医学、医療です。医学、医療の分野といふのは、個人情報にかかわる中身が大変多い分野、ここが適用除外になつていくわけですね。適用除外になつていくわけですが、まさに、例えば医療、医学の分野といふのは、個人情報、個人のアイデンティティーとか尊厳性とかいふことから考えれば大変重要な重みのある情報でして、その分野が適用除外になつていく以上は、何らかの、例えば医療情報に関する保護法案といふようなことをきちつとつくつていかなければ、全体としての個人情報保護を確保する、基本的人権としての個人の情報を守つていくという意味で陥没しているところがある、そういうふうな認識をしておりますので、ずっとこの問題にはこだわっているわけですが、けれども、いかがでしょうか。

○細田国務大臣 今御指摘の、例えば医療機関と研究機関が一緒になつて、医療情報とか疫学情報とか血液のサンプルとか、そういうものを集めて、今どういふふうになつていくのかといふような情報処理が行われ始めていることは事実でございます。病院に行かれますと、患者さんの同意を得て、それぞれの血液のサンプルを研究に使わせてくだ

さいということ、了承を得た人は提供するというような活動も始まっているわけですね。そのことは、やはり日本の医学の発展のために、また日本におけるそれぞれの遺伝子情報や病気の情報を集積するためには大変大事なことはあると思っております。その研究を進めることは、また学問の自由という面もありますし、あるいは科学技術の発展、これからの医薬の開発等に資するものであると思っております。

ただ、そのことが、個人個人の例えば採血した血液がどういう遺伝子を持っておつて、この人がどういう病気を持っておつてということが人に漏れていくような事態があれば非常に問題であるわけですが、今は、それを全体として集積しながらさまざまな分析に使われておるようでございます。

したがって、この法律の趣旨は、あくまでも大量にサンプル等を集めながら、コンピュータ等によって全体の分布や状況を解析するために使われているようなことを前提としておりますが、それがだんだんおかしなことになって、個人情報すべて流出して、だれがどういう遺伝子を持っておるのだというようなことにつながるようなことになってはいけません。しかし、それは国立の機関であつたり医師であつたりすれば当然別の規制がかかつておるわけですが、今後の大きな問題であることは私は否定はいたしません。

○石毛委員 大臣は、例えば血液を採取して、そこから解明する遺伝子の情報が蓄積されていけば先行きはというような、ある種、将来的なスタンズで問題をとらえておられましたけれども、問題はそれ以前の段階で、例えば自分が採血をされて血液を供給するときに、そのことが何に使われているのか、あるいはその中にどういった情報が含まれているのか、そうしたことをまさに個人情報保護の主体である自分自身がちゃんと知らされているか、知っているか、そのことに対して納得しているかどうか、そのところが個人情報保護という意味では大変重要で。

自分の情報がたん、いかに専門家であろうと他者に移譲されていて、その他者がそれを守秘義務のつとめて守っているかどうかというのは次のステップの話でありまして、きのう来問題になつていきますように、あくまでも個人情報について、その情報を知り、管理する主体は自分であるということ、とりわけ、学術研究の分野でも医療とか健康に関する情報は非常に重要であつて、それに關してきちとした保護の手だてが法律としてちゃんとしていない以上は、この法案全体の体系を是認することはできないのではないかとというのが、私のきのう来の主張したことであるわけ

です。事実、ずっと過去の個人情報保護法案が形成されてまいりますその推移をたどつてみますと、九八年でしたでしょうか、推進本部で基本方針が出ていたわけですが、この基本方針では「個人信用情報や医療情報等、機密性が高く、かつ、漏洩の場合の被害の大きい分野については、法規制等の公的関与が十分検討されるべき」ということでスタートをしております。

もう繰り返しませんけれども、きょう官房長官においでいただきましたのは、確かに個人情報保護法案は細田大臣の御担当かもしれませんが、行政機関、独立行政法人の個人情報保護として、今細田大臣との間で交わしました、さまざまな分野に関する個人情報保護法の個別性を含めて、全体とすればこれは内閣としてきちと統括をしていただかなければならないということで、私は官房長官への御質問ということで提示をさせていただきます。

今、質疑をお聞きいただきましたまして、官房長官からも御所見をお願いいたします。

○福田国務大臣 今国民生活も、あらゆる分野においてコンピュータまたネットワーク、これを利用して大量の個人情報流通している、こういうようなことでございますので、この個人情報の大量流出によって社会問題化している、こういう事例は、これは特定の業種だけの問題ではない、

こういう状況になつておるわけでございます。ですから、あらゆる分野を通じて、個人情報保護のための必要最小限の一般的な法制度を定めるということ、これは必要なことでございます。

ですから、政府としても、今回提案しております諸法案、また各府省で検討中の個別の保護措置、また地方公共団体の条例等、こういうものが相まって実効的な個人情報の保護が図られる、こういうふうにご考えておるところでございます。

○石毛委員 恐縮ですけれども、官房長官は各省庁の個別の通知というふうな……。各省庁の個別の、その次にどういふふうに御答弁いただきますでしょうか。

○福田国務大臣 個別の保護措置ということでございます。言い間違えたかどうかちよつとわかりませんが、言ひ間違えたかどうかちよつとわかりませんが、個別の保護措置ですね。各府省で検討中の個別の保護措置、そしてまた各地方公共団体等でもつくります条例等、そういうものが相まって有効な、実効のある個人情報保護が図られる、こういうことでございます。

○石毛委員 自治体の条例については、それは自治体の権限の方ですからそれでよろしいかというふうに思いますけれども、私は、今官房長官がおっしゃいました個別の保護措置というのは大変納得しかねるところでございます。

保護措置というのは、いろいろな意味で、各省庁がかなり出しておられるわけで、私も、この委員会の質問の準備のために、厚生労働省で健康情報関係でさまざまなガイドラインや指針を出しておられる、それを全部そろえていただくように依頼しまして、やつとこの直前に届きましたけれども、それだけでも厚みでこれぐらいでございます。それを少しきくつてみましても、必ずしも、本人に説明をきちつと果たしていくというような点ですとか了解を得るとか、そうしたことが全部に全部明瞭に規定されているわけではございません。

保護措置といひましても、それはこれまでの段階でつくられてきたわけですから、この法案の第

六条にも規定されていますように、個別法は必要なものはきちつとつくることが必要なことだということに私は思います。

繰り返しになりますが、これまでの基本方針等には、高度情報通信社会推進本部決定でも、先ほど申し上げましたように「個人信用情報や医療情報等」という記載がございまして、いつの間にかそれが、こまで来る過程の中で包括法主体の法案として政府からは出されてきて、個別法については、今の官房長官の御答弁のように、何か置き去りになっているというふうな言わざるを得ないと私は理解をしているわけですが、個別法をつくるということに關しまして、ぜひ明確な御答弁をいただきたいと思ひます。官房長官にお願いいたします。

○細田国務大臣 個別法の必要性については、ぜひ立法機関である国会の方でもさまざまな御審議をいただきますが、本場に、片方で、研究のため、学問の自由という側面から必要なこともありますし、他方では、個別に情報についてのさまざまな問題が生じて、個人の利益を侵害するケースがあり得る。その主体もまた、国家公務員であつたり地方公務員であつたり、免許を持って、それがきちつとした守秘義務を持っている医師であつたり看護師であつたりする場合と、その先におります、そのいずれでもない人たちにおいてどのように起こっていくのかという、今後の研究の面と個人情報保護という面は、今後さらに検討をしていかなければならない面があることは事実でございますが、ぜひとも、実態にも合ひ、個人の情報が保護されるような形で検討が行われるべきであらうと思ひます。

○石毛委員 細田大臣の御答弁は私は納得できません。

第六条第三項は、「個人情報の性質及び利用方法にかんがみ、個人の権利利益の一層の保護を図るため特にその適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある個人情報について、保護のための格別の措置が講じられるよう必要な法制上の措置

その他の措置を講ずるものとする。」ということ
で、政府法案の第六条第三項に明確に規定されて
いるものです。

そこを先ほど来大臣の御答弁は、これから主務
大臣の関与の過程の中で出てくる案件に沿って講
じられていくべきだと考えるという、これは法文
とは離れているのではないですか。

○細田国務大臣 当然のこととしてそこを申し上
げなかつたわけでございますけれども、個人情報
を取り扱う人が、本人が知り得るように通知、公
表等については当然義務づけているわけござい
ます。そうでない分野というのがあるではない
か、個別法によって対応すべき分野があるでは
ないかとおっしゃいますので、それは確かにある
ので、それについては対応措置を今後考えてい
かなきゃならないこともあろう、そういうことで
申し上げておきますので、もちろん、この対象に
なることにつきましては、さまざまな側面で通知、
公表その他はしっかりとやらなければならな
いと思っております。

○石毛委員 時間がなくなりましたので、官房長
官、もう一度、先ほど個別の保護措置というふ
うにおっしゃいましたけれども、法制上の整備を
行っていくということについて、内閣としてど
うに責任を果たされていくのかということをお
答弁ください。

○福田国務大臣 担当大臣から今お話ししたと
うりでありまして、今後、必要に応じてその
う保護措置を講じていかなければいけないとい
うことでございます。それは何かといったら、実
効的な個人情報保護ができるように、図られる
ように、こういうことでございます。

○石毛委員 私は、きょうの質疑の中では、第五
十条の適用除外の一項第三号、「学術研究を目的
とする機関」、ここから適用除外になった部分に
ついてどのように個人情報を守っていくのかとい
うことについては明瞭な御答弁をいただいたとい
うふうには受けとめておりませんということを申
し上げまして、質問を終わります。

○村井委員長 続いて、吉井英勝君。

○吉井委員 日本共産党の吉井英勝です。

私は、個人情報の保護というものを考える上
で、政府の考え方と異なる考え方を持つ人々も含
めて、思想、信条を初めとする基本的な権利の尊
重、これがそもそもこの個人情報保護を考える上
での出発点になるものと考えているものでありま
す。

その点で、官房長官に質問する前に、まず少し
見えておきたいんですが、実は、けさの参議院本
議で藤原議員の質問に対する細田大臣の答弁が問
題になりました。

一部に、この原子力発電問題につきましてもさ
まざま、いわば汚らしいという感覚で議論をさ
れる方もたくさんおられます。これは随分意見
が出まして、汚らしいというところは世論の問題
として申し上げましたということなんです。私
は、政府の物の考え方と異なる意見を持つ人は
いっぱいいるわけですね、そういう人たちに對し
て汚らしい考えだという発想というのは、これ
はもう大問題だと思っております。

細田さんは後で言いわけをされて、表現上、汚
らしいという表現を使ったことについて、私の
意を尽くさなかつたと言った上で、原発につ
いては、有効性、重要性を全く否定する、環境汚染だ
けをもちた極端なマイナスイメージがあるような
発電であるというような指摘で、一切の原子力発
電を廃止しろというような議論があるという意味
で申し上げましたというのが、これはまだ未定稿
ですが、会議録に出てくるわけですね。

原発について細田さんと意見を異にする人につ
いて、私はこれは非常にゆがんだ見方をしている
と思うんですよ。もともと経済産業省と違っ
て、推進官庁と違うはずなんです。細田さんが科
学技術担当をやっておられるのは、私は、こうい
う発想では、まず原子力の担当としてもふさわ
しいし、そして個人情報の担当としても、これは
ふさわしくないじゃないかと、こういう物の発
想じゃ。

これは、福田官房長官に、まず最初にこのこと
を伺っておきたいと思っております。

○細田国務大臣 私の参議院本会議での発言につ
いてお話をしましたので申し上げます。

全然違います。私は、そういう発言が汚らしい
いなんて一つも言っていない。これ、議事録の
写しがあります。そうじゃなくて、原子力はいろ
いろな有用性がある、それは前段は長く、略しま
すが、それに対して、残念ながら、一部に、この
原子力発電問題につきましてもさまざま、いわば
汚らしいというような感覚で議論される方もた
くさんおられますけれども、これは私も政府の
責任としても、藤原議員がおっしゃいましたよ
うに、これからは、今後とも大いに国民の理解を
いただかなければならないということを申し上げ
ておるわけでございます、何か汚らしい意見が
あるということとは全然申しておりません。

○吉井委員 同じ会議録を見ているわけですね。
それで、要するに、政府の考え方と違う人の考
え方というものは、これは汚らしい考え方とい
う発想で物を考えていくということが私は間違
いだということをおっしゃっているんです。

私も原子力を研究してきましたから、もう数十
年前になりますが、私が一緒にやってきた仲間
で原子力を進めている人間もおれば、さまざま
人間がおります。原発に賛成の人とか反対の人
とか、反対とまでいかななくても批判的な人とか、
さまざま人がいるわけです。それを汚らしい、
そういう立場からこの原発問題を見ているとい
うのは、あなたがそういう人々を汚らしいとい
言っているというのは、そんなことは僕は言っ
ていないからね。

異なる意見の人たちが汚らしい立場から見
ているというふうな、そういう見方というのは、こ
れは一人一人の思想、信条を含めた個人情報や
プライバシーを尊重する、あるいは表現の自由とい
うものを尊重するという、このことを扱う担当
大臣の基本的な考え方として、私はこれは非常に
問題がある。それは、基本的な立場について、こ

はやはりこの衝にあること自体が問題だ、個人情
報保護という立場からすると、それは考えな
いかぬということをおっしゃる官房長官に言っ
ておきます。

○細田国務大臣 先ほど申しましたように、この
原子力発電問題につきましてもさまざまの感覚で
申し上げたわけでございます。しかも、その後、議
場騒然となりまして、もう一度それを言えとおし
やりましたので、私の意を尽くさなかつたところ
がございましたので、原子力発電について
は、その有効性、先ほど申し上げましたように、
エネルギー上の重要性を全く否定するような、
しかも環境汚染だけをもちた極端なマイナスイ
メージがあるような発電であるという指摘で、一
切の原子力発電を廃止しろという議論があるとい
う意味で申し上げたので、その発言を訂正させ
ていただきますということをおっしゃいます。

私は訂正する必要はないと思いましたが、
も、その、早口でしゃべっておる中で何か汚
らしい議論があるかのように思われては困る
という意味で申し上げたんです。

この原子力発電問題、重ねて申し上げますが、
残念ながら、一部に、この原子力発電問題につ
きましてもさまざま、いわば汚らしいというよ
うな感覚で議論される方もたくさんいらっしゃる
けれども、これは私も政府の責任としても、藤
原議員おっしゃいますように、これからは、今
後とも大いに国民の理解をいただかなければ
ならないということをおっしゃっているわけ
でございます。私は、日本語としても決して
おかしくはないと思っております。

○吉井委員 原発問題についてはいろいろな立
場があるんですよ。それを、政府の立場と違
う立場で考えたなら、それを汚らしいという
感覚で見ちゃいけないということをおっしゃ
っているわけですね。これは、私は、きょう
の本題に戻しますから、いずれにしても、
そういう発想で担当されるような人じゃ困
るということを申し上げて、次の質問に移
ります。

中央公論編集者や改造社の人、著述家を初めてする六十人余りの人々に対する大規模な言論弾圧事件、横浜事件、これは完全なでっち上げ事件で、拷問を受けたたり獄死した人など被害者が多数生まれました。被告となった被害者が訴えて、昨日判決が出たわけですが、拷問をかけた側は、読売の解説などにも紹介されているように、拷問を加えた特高警察官がその有罪判決が確定したとかあるんですが、長いこと被害者が被害者として置かれてきたわけです。

これは、ボツダム宣言受諾以降の治安維持法による判決は、治安維持法自体が無効だから、再審決定というだけにとどまらず、言論弾圧の大部分である治安維持法の不当性を明らかにしました。報道、表現の自由に対して国家権力の介入というのは排除する、そのためにどう取り組むのかというこの根本問題について、実は昨日、立法上の問題は担当者として、そのことを福田大臣に伺っておきたいということで、きょう来ていただいたわけです。どう取り組むかをまず福田大臣に伺います。

○細田国務大臣 報道機関について、自主規制を強いているのではないかと法案第五十条三項の問題については、昨日もお話し申し上げましたけれども、報道の自由は憲法上も保障されており、個人情報保護法案においても、その自立性が確保されるべきものと認識しているところでございます。

こうした観点を踏まえ、政府案においては、報道分野に対し、主務大臣による勧告、命令などの関与を伴う法案第四章の個人情報取扱事業者の義務について適用除外しているところでございます。

一方、報道分野におきましても、人格尊重の理念のもとに個人情報保護を慎重に取り扱うべきことに変わりがないことから、政府案では、法案第五十条三項の努力規定を設けて、個人情報の適正な取り扱いを確保するための必要な措置をみずから講じていただくこととしているが、これはあくまで

も自律的な措置であり、報道機関に対して規制効果を持つていないものではございません。

○吉井委員 立法上の問題はきのうやっているんです。同じことを言ってもらってもしょうがないんです。

私が、昨日、この横浜事件の判決もあって伺っているのは、歴史の教訓を踏まえても、報道、表現の自由に対して国家権力の介入を排除する、そのためにどう取り組むかというこの根本問題は、やはり内閣としてきちんと考えを聞かせてもらわなきゃいけないということでは伺っているわけです。

今大臣からあった五十条三項の努力義務規定については、これは報道機関が自律的に定めるルール、倫理規定を国が法律で定めて指示することは国家が報道に規制を及ぼす可能性を生み出すという問題について、既にきのう議論したところで

五十条一項で「放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関 報道の用に供する目的」、「著述を業として行う者 著述の用に供する目的」とあるわけですが、横浜事件で弾圧された雑誌社とか出版社とか、雑誌や書籍が一項の適用除外になるのかどうかという問題は、これは法文では示されていないわけですね。一項一の報道目的か二の著述目的かを報道の定義に基づいて判断するのは、トラブルが持ち込まれた後の話ですから、そのときに主務大臣が判断するというだけで、定義に基づいて報道目的かどうかを判断するのは主務大臣ではないかという質問に対して、結局、細田さんの答弁は逃げの答弁でした。

そこで、私は官房長官に、その立法上の議論はまた改めて機会がありますからやりましますけれども、要するに、大本営発表の報道とならないように、これは昨日、読売の社説などを使いましたので省略してそこへいきなり行くわけですが、個人情報保護法制を考える場合にも、国家が報道に規制しないという保障がこれはやはり必要なわけ

で、そのことについて、福田官房長官として、つ

まり内閣としてどのようにお考えか、このことを聞いているんです。

○細田国務大臣 すぐ官房長官からお答えしてもいいんですが、きのうのことを引用されましたので、きのうのことを正確に私から申し上げたいと思います。あくまでも目的が報道であり著述であり、そういう範囲にある限りは主務大臣はございませんというところは申し上げまして、そして、全く違う情報サービス業とかその他の分野について苦情が持ち込まれた場合には、またその報道なり著述の範囲であるかどうかという判断はやはり必要であらうということで申し上げておりますので、誤解のないようお願いいたします。

○福田国務大臣 ただいま担当大臣が答弁したとおりでございます。

○吉井委員 法律上の議論はまたやると言っているんです、時間ありますから。

官房長官には、昨日も紹介しましたけれども、あなたに聞こうと思って紹介したんですが、四五年十月二十五日の読売の社説でも、戦前の放送や新聞報道は「軍閥、財閥、官僚等の特権階級の手先となり、戦争への国民の駆立て、戦争の拡大に果たした罪は限りなく大きい。」「事実と全く反対の報道を臆面もなく散じて国民を瞞し」、「その眼を眩ませた罪に至つては」「万死に価する。」こういうふうにして言っているわけですね。これは、報道機関の自主性を貫けなかったという報道機関の側の反省とともに、国家権力が報道機関に弾圧を加えて規制し、大本営発表の誤った報道を強制したということが根本問題としてあるわけですね。

だから、報道、表現の自由への権力の関与を排除するということは、歴史の教訓と憲法上の要請で非常に大事なことで、そのことについて福田さんに、基本の問題について質問しているわけですから。

○福田国務大臣 報道なんかの分野につきましては、一般の事業者が遵守すべき種々の義務の適用を除外しておるわけでございます。報道等の分野においても個人情報保護が適正に取り扱われるべき

ことに変わりはありません。個人情報の適正な取り扱いについての自主的な取り組みが求められている、こういうことでございます。

○吉井委員 時間が参りましたので、かわりま

○村井委員長 春名真章君。

○春名委員 日本共産党の春名真章でございます。

今の、細田大臣、質問通告していないんですが、恐縮ですが、一点だけ、細田大臣よろしいですか。

吉井議員の質問の原稿のことについてなんですが、要するに細田大臣は、原発問題につきましてさまざまな、いわば汚らしいというような感覚で議論をされている方もたくさんおられます、こういう発言をされているんですね。要するに、どこに汚らしいからだめだと言っているような人がいるのか。だれのことをこれは指しているんですか。

○細田国務大臣 だれのことを指しているわけでもございませんが、下に補足いたしましたように、エネルギー上の重要性を全く否定する、しかも環境汚染だけをもちた極端なマイナスイメージがあるような発電であるという指摘で、一切の原子力発電を廃止しろという議論があるという意味で申し上げましたので、そういう議論があるということは御存じのとおりでございます。

○春名委員 そういう発言もあるということだけれども、そうすると、そういう発言を汚らしいと、反対運動をしている人は汚らしいんだということになるわけですね。（発言する者あり）いや、そうですよ。いいですか。この原子力発電問題につきましてもさまざまな、いわば汚らしいというふうな感覚で議論されている方もたくさんおられますと言っているわけですね。

つまり、汚らしいという感覚でやっている人がいるというのをあなたは言っているわけですね。それは反対運動をしている人のことでしょうか。反対運動をしていることに対してそういう発言をさ

れることは、その方々への侮辱だと思ひますので訂正すべきだと思ひます。その点をほつきりさせておいてください。

○細田国務大臣 先ほど明確に申し上げましたように、原子力発電問題につきまして、汚らわしいというふうな感覚で議論される方、つまり、原子力発電というものの自体の存在が汚らわしいという意味で申し上げたつもりでございますし、そのようにきちっと記録も残っております。

したがって、いろいろな論者は、別にその人が間違っているとか合っているとか言っているんじゃないかと、したがって、私は、その後にはきちっと、これは私も政府の責任としても、藤原議員おっしゃいましたように、これからは、今後とも大いに国民の理解をいただかなければならないということを申し上げておきます。

○春名委員 ですから、汚らわしいというふうな感覚で議論されている方もたくさんおられますと言っているわけですよ。これはそうなんです。これはもうそのまゝ書いてあるわけですから。ですから、汚らわしいというふうな感覚で議論されている方というのは、どこにいらつしやうて、どういう人のことをあなたは想定して言っているのかと聞いているんです。

○細田国務大臣 私は、再度申し上げますように、後で補足説明申し上げましたように、原子力発電は一切不要である、あるいは環境汚染だけをもたらす極めてマイナスばかりあるような発電である、一切の原子力発電を廃止しろという方はいらつしやいますね。御存じないですか。いますよ。だからそれは……（春名委員「それが汚らわしいと考えているのかと聞いているんです」と呼ぶ）いや、そのことを私も、言葉の表現はよくなかったことは感じまして、時間の関係もありましたので一言で言ってしまった点がございまして、きちっと補足説明したつもりでございますが、そういう論者について、一切価値観を持って言つたつもりはありません。したがって、我々政府の責任として、そういう国民の御理解をいただ

かなければならないということを申し上げたわけでございますので、私は首尾一貫していると思つております。

○春名委員 ですから、汚らわしいということについて、それ自身は訂正されるということでもよろしいですね、これは侮辱になりますからね。それだけ確認してください。

○細田国務大臣 汚らわしいという言葉がいろいろ誤解を招きましたので、一言で言つてしまひましたので、後で修正したことを言ひたかつたというところは申し上げます。

○春名委員 では、次に進みたいと思ひます。防衛庁のリスト問題について、官房長官を中心にお伺いしたいと思ひますが、情報公開請求者に対して、請求書に記入していない秘密事項まで調査をして、各部署に回してゐた、こういう事件でございます。

情報公開はすべての省庁を対象に行われておりますので、これは防衛庁のみの問題ではないというところで、昨年五月二十九日、総理出席の内閣委員会で、我が党の吉井議員が総理に對しても、すべての省庁を調査対象にした情報公開業務でのリスト作成の状況について調査をお願いしたわけですね。

昨年八月二十八日にその結果が発表されております、こういう分厚いものがありますけれども。法案を預かる政府の個人情報保護に関する姿勢を問う問題として、官房長官を中心に、この調査結果に沿つて問題点をたゞしていきたいと思います。

まず、この調査結果を分析して、内閣としてどのような問題点があつたと認識をされているのか伺ひます。

○村井委員長 松田行政管理局長。（春名委員「違います。何しに出てきてゐるの」と呼ぶ）

○松田政府参考人 事務的に、調査の内容にかかわる話でありますので……（春名委員「だめです、だめです。だめ、だめ。事務的な話じゃな

い。どういふ問題があつたかというのを聞いてゐるんです。だめ」と呼ぶ）

○村井委員長 事実を説明を……（春名委員「違います。もう事実はわかつてゐるんです。この中身についてどういふ問題があつたと認識しているかと内閣に聞いてゐるんです。事実関係は知つてゐるんです。ですから、どういふ問題があつたかを聞いてゐるんです」と呼ぶ）

○松田政府参考人 調査につきましては、防衛庁の開示請求者リストの問題を契機として、昨年六月一日現在で、すべての行政機関を対象に調査いたしましたものでございます。（春名委員「わかつてゐる。そんなことは。出てくるな」と呼ぶ）国のすべての行政機関、全国で約千八百官署になるわけですが、この情報公開に對しての受付簿、管理簿、整理簿等につきまして、開示請求者名が記載されているものについて調査したわけでございます。

その結果、全国では千三百の……（春名委員「全部見ていると言つてゐるんだ」と呼ぶ、その他発言する者あり）つられておりますが、その中で個人情報保護に關しまして問題になるような事項につきまして調査をいたしたわけでございます。

開示請求書記載事項以外の情報を記載している受付簿につきまして、連絡先として勤務先などを記載したものが三十二件、それから、開示請求と関係のないその他の情報を記載したものが七件ございました。それから、作成課室以外の課室に提供されている受付簿等がございしますが、これも開示請求に關係する課に提供されているもの、あるいは關係なく課室に提供されているものがございます。

いずれにしても、この結果でございますが……（春名委員「委員長、もういい。出ていけ」と呼び、その他発言する者あり）關係省庁の対応としまして、その他の情報の記載等問題となりましたものは、いずれにしても防衛庁關係でございますまして、そして慎重な取り扱いを必要と

したものが若干ございましたが、それについては適宜、訂正、改善されているということでございします。

○春名委員 冗談じゃないですよ、こんな運営をされて。どういふことですか。

私は、今言われたことは全部理解した上で、その評価について内閣はどう考えているのかと聞いているんですよ。要らぬこと、何を言っているんですか。ちよつと議論してください。速記とめてください。

○村井委員長 わかりました。

それでは、その評価について……（発言する者あり）

整理しております。

ただいまの春名君の質問につきまして、明確な閣僚レベルの答弁を求めます。

○片山国務大臣 今お尋ねの件であります、防衛庁リスト問題を契機として、情報公開法を所管している総務省において、全行政機関を対象に、情報公開の受付簿等であつて開示請求者名が記載されているものを対象に調査を行い、昨年八月二十八日に公表したところであります。

その結果、防衛庁の問題となつた事例を除けば大きな問題はありませんでしたが、受付簿等の提供先の範囲、安全確保措置、アクセス制御など、關係行政機関間における個人情報のより慎重な取り扱いという観点から、さらに適切な方法がないか十分検討していただかなければならない事項もございました。これらについては、關係省庁において見直され、所要の措置がとられております。

政府としては、今後とも、各行政機関が、個人情報の取り扱いについて、国民から不信任を抱かれることのないよう適切に対応してまいりたいと考えております。

○春名委員 大きな問題はなかつたと言ひますが、その結果、受付簿などのリストを作成してゐたのが千四十七課室で、千二百九十六件。驚くことに、十一機關の三十二部署で、開示請求書に記

載された事項以外のもの、請求者の勤務先、新聞社名、所属団体、企業、職業、学部名などの個人情報記載したリストが作成されております。これは大きな問題が全然なかったという認識でしょうか。

○片山国土大臣 今お話しした事例につきまして、開示請求者と連絡をとらなければなりませんね、その後のいろいろなことについて。そういう意味で、住所や電話番号を補完する形で所属団体だとか勤務先だとか、そういう社名等を記載していただいているものでございまして、その意味では格段の問題はないと考えております。

○春名委員 今大臣おっしゃった、連絡をとるためのもの、本人から得たもので問題ないという答弁なんです、その連絡をとるための収集目的や、本人から得たという収集方法について、それは各省庁からの申告をまとめただけのものなのか、それとも、内閣あるいは総務省が各省庁にそれが事実かどうか具体的に追跡調査をして確認したもののなかのどうか、一体どちらでしょうか。

○片山国土大臣 今委員が言われる点は、法律は禁じているわけじゃないんですよ。それは、開示請求者についていろいろな連絡なんかありますよ。そういうことで、開示請求者の方と話し合っていて、私、各省庁の判断で、法の範囲内のことであれば格別の問題はないと考えております。

○春名委員 開示請求者と話し合っているというふうになっているんですが、そういうことが、つまり、私が聞いたのは、申告をやっているわけです、アンケートをとっているわけです。そのアンケートをそのままのみにされて報道しているのか、公開したのか。そういう三十二の部署の問題についてはきちっと後づけ調査をやって、確証を得て、それできちっとやっているのか。どっちですかと聞いているんですね。そこを答えてください。――局長要らないって。

○村井委員長 いや、事実問題でしょう。
松田行政管理局長。

○松田政府参考人 調査に当たりましては、膨大な調査票によりまして調査をさせていただいたわけですが、中には、各省に對して、事実関係の照会それから整理に当たつてのヒアリング等々を行ひまして、整理をさせていただいたところでございます。

○春名委員 大臣に聞いているときには大臣が答えてください。
今、ヒアリングをやっているというふうにおっしゃいました。どこの省庁のどのリストについてヒアリングをやったのか答えてください。

○松田政府参考人 すべての省庁に對しまして、それぞれ御提出していただきましたものにつきまして、照会をしたり、あるいは整理のためのヒアリングを行っているわけでございますが、特に、先ほど先生御指摘になられましたような、連絡先等が書かれているところにつきましてもヒアリングをさせていただいているところでございます。

○春名委員 そうすると、八月二十八日にこれは調査報告を出していますけれども、その同じ日に一枚の通知書、一層慎重かつ厳正な運用に努めてくださいという通知書だけ出しているんですね。今おっしゃったのは、この調査をやつて、全省庁にヒアリングをやつて後づけ調査をやつて、その上で三十二の、問題がありそうなものはもう一回やっていると。本当にやっていると、そのヒアリングの自身を全部公開してください。

○松田政府参考人 調査の内容につきましては、先生お手元にご覧いただけます結果報告書のみならず、それぞれの個票につきましても、公開、公表をさせていただいたところでございまして、そういう中で、今御指摘のヒアリング内容等についても盛り込まれているところでございます。

○春名委員 いや、ですから、ヒアリングをやつたというふうにおっしゃっているわけだけれども、そのヒアリングで三十二項目について、連絡をとるためのものでやつたんだ、本人から得たもので問題ないんだというふうには総務省は断定され

ているということなんだけれども、それは一つ一つどういうヒアリングをやつて、本当にそうだったのかということの確認を私はいただきたいんです、そんなものはここには何もありませんので、それを明確にしてくださいと言っているんです。

○松田政府参考人 お答え申し上げます。
繰り返して恐縮でございますが、そういう調査、ヒアリング等をさらに重ねまして、先ほどの膨大な報告書並びに個票を、これもフロッピーでできておりますが、それを公表させていただいているところでございます。

○春名委員 では、警察庁の情報公開室は、具体的に聞きますからね、全部やっていると。言うんだから。所属団体及びその種類という項目を設けて、マスコミ、市民グループなどの記載があったということが言われていますね。いいですね。調べているんだから答えてくださいよ。はつきり言つて、防衛庁と同様のリストをつくっているわけですね、警察庁の情報公開室は。

それから、原子力安全・保安院、国土交通省の四国地方整備局、これは、請求者の役職名まで全部書いてあるわけですね。後者の四国整備局の話は、港湾管理課に対する情報公開請求十三件のうち八件について、請求者の会社名、役職や連絡先電話番号を記したリストをつくつていたということになっているわけですね。

情報公開に所属団体の種類や役職は必要ありません。何のためにこれを記載したのか、どのようにして集めたのか、当然、追跡調査されているというんだつたらわかりますね。具体的に答えてください。

○松田政府参考人 お答え申し上げます。
一例でございますが、警察庁の関係でございますが、警察庁から、本人の申告によるもの、または開示請求書に記載されていたものを受付簿等に記載したものでありまして、開示請求者に対する連絡等のために必要な情報ということをお聞きしております。

それから、防衛庁のリスト問題の御指摘がござ

います、防衛庁の場合には、こういう連絡先としての、例えば職業ですとか、あるいは事務所ですとか、あるいは団体先ですとかいうことではなくて、さらに、海幕三佐の問題ですと、アトピーで不合格になったとか、こういう情報公開、開示請求と何ら関係のない情報が入っている。その点で警察庁の問題とは違ふと思つております。

○春名委員 では、二点、総務大臣に聞きます。
警察庁の場合は、マスコミ、市民グループというのが記載されていたわけです。それはさつきお話ししました。こういうものを情報公開請求者でリスト化する、どうして必要なのかということを経務大臣はどう考えますかということ、こういうリストをつくること自身が現行の行政機関個人情報保護法に違反していませんか。個人情報ファイルの作成は必要な場合に限り、記録する項目も作成目的に必要な限度を超えない範囲とする、第四条に明確に定められております。

こういうものについて、これはおかしいという指示はしたのでしょうか。違反だというふうな指摘をしたのでしょうか。この二点お答えください。大臣に聞いていますからね。

○松田政府参考人 事実関係として申し上げますが、開示請求に当たりましては、住所、氏名、それから連絡先としての電話番号ということが開示請求書の記載内容になっておるわけでございますが、さらにそれにつけ加えて、この開示請求に当たりまして、文書をいろいろ特定しなければなりません。そのためにいろいろな連絡が開示請求者との間であるわけでありまして、例えば勤務先と、あるいは、この団体に所属していればここに連絡してほしいとかいうことがあるわけでございます。

わからないということで、本人、開示請求者の側からいろいろなそういう連絡先の御連絡があるわけでございます。

そういうものが記載されているものと承知しております。

○春名委員 大臣に聞いていて、大臣が出てこずに、全然私の答弁と違うことを答えるんですね。全然話にならないですよ。もう一回大臣に聞きま

すからね。

第四条に、個人情報ファイルの作成は必要な場合に限る、記録する項目も作成目的に必要な限度を超えない範囲とする、現行の行政機関の個人情報保護法でこう定められているんですが、市民グループとかマスコミとか、あるいは企業とか職業とか学部名とか所属団体とか、そういうことも備考欄などに書いてある。そういうリストをつくってこれはいいかというのを具体的に聞いているわけでありまして、大臣の御見解を聞きます。

○片山国務大臣 役所の組織というのは、春名委員御承知のように、全部大臣がやるんじゃないんですよ。組織、機関が全部動くんですよ。その上に私は代表者であるわけで、細かいヒアリングの結果がどうだとか、それは報告書にあるでしょう。そういうことは局長が一番よく知っているんですよ。局長よりは課長が知っているんですよ。だけれども、局長は参考人ですから答えているので、それを頭から否定するようなことは、ちょっとあれだと思えますよ。

そこで、今のマスコミだとか何とか団体だとかというのは、本人が納得してというのか、本人がそういうことで名刺を出されたり話をされて、それを受けて書かれているんでしょう、普通の場合には。したがって、それを現行法の個人情報ファイルに入れても、入れなくてもいいんですよ、仮に本人の納得があつて入れても、それは違法とか

○春名委員 さらに、担当課室内でアクセス制限されていないケースが五十二件あったという報告であります。原子力安全・保安院では、職員がア

クセスできるネットワーク内の共有フォルダにこのリストが保管されておりました、請求を受けた各課の情報公開担当者が書き込めたり、肩書きや職業などの情報が閲覧できる状態になっておりました。請求を受けた各課の情報公開担当者が書き込める、そして閲覧できるということになってい

た。

担当者以外で何人、何回当該情報にアクセスがあったか、こういう追跡調査もしつかりやらないとだめですね、こんなことがあつたら。担当者以外が閲覧できれば、当然他の目的に使うことができます。どういう改善の指示を出したのか、全部チェックしたというふうにおっしゃるので、具体的に

松田政府参考人 お答え申し上げます。

受付簿等が電子媒体に記録されて、例えばサーバー内で保管されているという場合にアクセスをするわけですが、その際、調査の結果によりまして、担当者のみアクセスが可能なものが四百八十九件ございました。それから、担当課室内のみアクセス可能というのが五十二件ございました。それから、担当課室を超えて、局内とかあるいは府省庁内とか、そういうところからアクセス可能なものが九件ございました。

この担当課室を超えて、例えばある部あるいは局の中からアクセスが可能になっているものにつきましては、ややアクセス可能範囲が広いのではないかと、個人情報の慎重な取り扱い上や問題があるのではないかと、しかも業務の実態等によりまして、そこは各省で適切に改善をさせていただくというところで、この九件については所要の改善措置がとられたところでございます。

それから、担当課室内のみのアクセス可能が今五十二件という御指摘でございましたが、こういう情報公開業務というのは、その課の中で一担当者のみが行っているわけではなくて、一体としてあるいは相互に協力しながら行っているケースが多いのが通常でございますので、この五十二件は

やむを得ないのかなと考えている次第でございます。

○春名委員 官房長官、おいでているので最後に聞きますけれども、要するに、この法案、非常に大事な法案でして、議論を真摯にやろうということとでやっているわけですが、その前提として、去年八月に報告された、こういう情報公開の請求者のリストについて、別の項目を平然と書いている、それがたくさんある、しかもアクセスがいろいろな人ができるようにしている、こういうふうな状態がそのまま続いていたとしたら、そしてそのままきつとした対策もとっていないとしたら、政府のこの個人情報保護に対する姿勢自身

が私は問われると思うので、これを前提の問題として議論しているわけですね。

今の議論を聞いていただいて、官房長官、これはどうですか、しつかりやってほしいと思うんですけども、こういう問題は。

○福田国務大臣 おっしゃるとおり、国民からも疑念を抱かれないような、そういう対応を政府としてきちんと立てていかなければいけないと思っております。そのために努力をしまいたいと思っております。

○春名委員 引き続き議論は深めていきたいと思

います。以上で終わります。

○村井委員長 続いて、北川れん子君。

○北川委員 社民党・市民連合の北川れん子と申します。

昨日なんですが、きょうは官房長官が集中して御出席いただくということだったんですけれども、昨日、私も、保坂議員が要求をいたしておりました、官房長官の出席を。そうしましたら、事前に事務方の方から、官房長官が答えるにふさわしいかどうかというような問いをされて、制限されているわけです。

官房長官にお伺いしたいんですけれども、このことは、官房長官の積極的な出席の姿勢が見えないことが事務方にこのような発言を生んだのではないかと思うんですが、官房長官のお考えはいか

がでしょうか。官房長官にお伺いしているんです。官房長官にお伺いしているんですけれども。

○細田国務大臣 どうも私の役所の者が取りに伺ったようですから、そのことも申し上げます。若干誤解もあったようでございますが、まず、官房長官はきょうは御出席になるということで、もちろん方針が決まりました。関係省庁が交代あるのは、あとは、質問の内容は、関係省庁が交代あるのは役割分担でお伺いしに行つて準備をさせていただくという慣例がございまして、何か一つずつの御質問を伺ったときに、これは○大臣に対する質問として適当ではないかというやうなことを言ったのかもしませんが、そういうこともやりとりとしてはあることとございます。ただ、いろいろ誤解があつたのであれば、私の方からよく注意をいたします。

○福田国務大臣 積極的に出席すべきというやうな御趣旨でございますが、そもそもこれは、内閣においては、政策ごとに担当大臣が内閣を代表して答弁を行う、こういうことになっているんですよ。今回のこの法案の担当大臣は、これは細田

大臣と片山総務大臣が法案担当大臣でございます。いまして、両大臣が内閣を代表して答弁をするという事になってい

ます。ですから、この両大臣が御出席であれば、基本的に言えば、私は出席の必要はないということをお断りさせていただきます。

○北川委員 個人情報保護法の審議が、どんな重要広範議案であるかという認識が政府全体としてないという、そして廃案になって修正という今の段階にきていることの認識が少くないというふうに思っています。

実は、きのう、保坂議員の方は、インターネットやカーナビ利用者は個人情報取扱事業者になつてしまふ、そういうふうな行政の答えがあり、政府答弁の食い違いなどがあつて、残念ながら、きょうは法務委員会の名古屋刑務所への出張というところでここには来れないんですが、それで、前回のよう

害されたということもございますので、次回は、要求をした場合は御出席いただけるということに官房長官のように今認識されているのか、明確な御答弁をお願いいたします。

○福田国務大臣 明確に申し上げますけれども、これは基本的には委員会でお決めることになることではないかと、委員からどうしてということではないかと、これは出席することにやぶさかではございません。

○北川委員 委員会はもとから明確に要求をいたしておりますし、御出席のもとということの原則で始まっておりますので、きょうのようなイレギュラーな立て方というのはおかしいということをお伝えしておきたいと思っております。

そして、次に片山総務大臣の方にお伺いしたいと思うんですが、これは結局、八八年法からデータファイルの範囲が広がったということなんです、現実的に、管理をされていないマニュアルとか散在しているデータファイルというものがございまして、この目的外利用や外部提供の実態、状況などを把握するような内部調査を現在行っているのかどうか、お伺いしたいと思っております。

○松田政府参考人 実態の問題でございますので、私の方からお答え申し上げます。

先生御指摘のように、現行法の対象になっております電算処理個人情報ファイルでございます、その目的外利用・提供につきましては、昨日も御答弁申し上げましたが、施行状況調査をいたしまして、毎年公表をさせていただいてるところでございます。

平成十四年八月一日現在で、公表の対象になっている個人情報ファイルは千九百七十九ファイルでございますが、このうち、法律の第九条第二項の規定に基づきまして、九の行政機関が保有する三十六の個人情報ファイルにつき五十五件の目的外利用・提供が行われて……（北川委員「済みません、八八年法を見てもない部分です、ファイルされてない方です」と呼ぶ）はい。

今回の法案で、電算個人情報ファイルにとどまらず、紙のファイル、それから、さらに行政文書に散在して記録されている個人情報も対象になるという、大変規制が強化されるわけでございまして、その目的外利用・提供の実態につきましまして、把握はいたしております。

○北川委員 短くお答えいただいて、把握はしてないということなんですが、

では、大臣、このときの、今の現行法ではもうわかるんですよ、公表もされているから、どの程度の相当な理由、特別な理由というものがわかるんですけれども、今、管理外の分のデータファイル、調査もされていないということなんですが、相当な理由、特別な理由というのは、どういう範囲ということで思っているのか、御答弁いただきたいと思っております。

○片山国務大臣 これは、もう既に答弁させていただきましたが、原則禁止の例外として認めるわけですから、だれが見てもなるほどなという、納得ができるような客観性がなければならぬ、こういうふうな考えておまして、個別案件ごとに厳格に判断すべきもので、行政機関の恣意的な解釈を認められるものではない。

さあ、それがどうだと。これはやはり、経験的に積み上げていきますから、抽象的に言うのは難しいんですよ。だから、今言ったような、客観性がある、だれでもが納得できる、恣意的要素はない、こういう厳格な選別による理由でございまして。

○北川委員 きのうの御答弁でもそうだったんですけど、データマッチングやそういうことをお伺いすれば、目的外利用は厳格だと。しかしながら、審査会にかけたらどうだ、第三者担保をしたらどうだとお伺いすれば、大変な膨大な量になると。

厳格、厳密にやれば、大変な膨大な量になることはあり得ないわけで、そういう点において、福田官房長官にお伺いします。

個人情報保護法がつくられようとしている今も、政府の対応というのはあのようなものなんですけれども、官房長官、四十九条から五十一条で総務大臣の権限が書かれているんですけども、総務相自身、また、ほかの省庁が、必ずしも適切とは言えない、今の防衛庁リストの問題もそうだったと思うんですが、そういう判断をした場合には、内閣の調整機能をお持ちの官房長官の管轄に入ってくると思うんですが、そういう場合にはどういうふうな対応をされようとしているんでしょうか、お答えいただきたいと思っております。官房長官にお願いいたします。きょうの貴重な時間ですので、よろしく願います、委員長。

○片山国務大臣 今は電子計算処理された情報だけなんです。新法は全部の個人情報なんです。よ、厳格にやるのは当然なんですけれども、それは膨大な量になるんです。それを一々事前に第三者機関にかけているという、第三者機関もくたびれますし、行政機関もくたびれる。本来の行政が大変なマイナスの影響を受ける。こういう判断で、我々は、第三者機関としようものは、現在の個別の決定に対する不服にしよう、こういうことにいたしましたわけでありまして。

それから、適切でない判断をする、法を所管する総務大臣が法に定められた権限を行使するに当たって、それは、法治国家ですから適切な判断をするのは当たり前です。それはもう当然のことです。

私に対して、おまえはちゃんとやれるのかどうか。これは北川委員、あるいは議論があるかもしれない、組織がやるんですから、法律に基づいて、大臣機関でございまして、ぜひその点は御心配なく。そういう不適切なことをやったら、総理大臣の罷免権の発動もあるでしょうし、内閣がおかければ、どうぞ不信任とかいろいろなことがあるわけでありまして。それが今の議院内閣制だと思っております。

○北川委員 いや、ですから、主務大臣の中で、

全銀協の問題も主務大臣の周知徹底が行われていなかった、今回の防衛庁リストも周知徹底が。みずからの省庁がやっていなかったということが暴露しているわけじゃないですか。

なので、あえて福田官房長官にお伺いしますけれども、総務相自身の管轄のところでもデータファイルやたくさん持っているわけですよ。そこは、みずからも不適切なことが起こるということはあるわけですから、みずからの検証ということができないということがあつたおつしやつたわけですから、福田官房長官は、全調整機能として、総務相自身が適切でないことを行った場合には、個人情報取り扱いにおいてですね、そういう場合には福田官房長官の権限にかかってくると思っております。その点はどういうのか、法案審議のときにお考えになっていらつしやるんでしょうか、お答えください。

○福田国務大臣 ちよつと誤解されているんじゃないかと思うんですけども、この主務大臣は、これは総務大臣それからIT担当大臣なんです。私は、その主務大臣でもなければ担当大臣でもないんです。ですから権限も、そういう意味においてはございません。権限を持っているのは総理大臣ですよ。そうでしょう。おわかりですか。

おわかりのようなお顔をされていないので申し上げますけれども、今お話ししたことにつきましては、行政機関が法律を誠実に執行しなければならぬというの、これは憲法上の要請なんですから、行政機関の長は非常に重い責任を持っています、こういう認識でございまして。総務大臣も、このような憲法上の要請に従って適切な判断を行っている、このように承知をいたしておるわけでございまして。

くだいようですけれども、ただいま申しましたように、細田大臣、片山大臣がこの法案については内閣を代表して責任を持っているわけなんです。ですから、本来私は、ここに出てくる、そういう立場じゃないんです、正直申しまして。私が出てまいりましてそういうようなお話はかりして

いて大変申しわけないんですけども、そのことはひとつ、よく御理解をいただきたいと思っております。

○北川委員 御本人の責任を放棄されたというふうにも受けとめられるような御答弁だったと思います。では総理大臣の出席を次回求めたいと思います。

では、次に譲ります。

○村井委員長 阿部知子君。

○阿部委員 社会民主党・市民連合の阿部知子です。引き続き質問をさせていただきます。

福田官房長官が、本来出てくる場所でもないし、あと三時までだと言われているので、早急に、ぜひとも、せつかく来ていただきましたのですから、福田官房長官にやはり冒頭お伺いさせていただきます。

今、我が党の北川れん子が御質問いたしましたように、本来であれば小泉総理、じかにおいでくださるのが一番だと思います。なぜならば、この内閣の基本的な姿勢が、情報公開ということと、それに伴う、あるいはもう刃の剣となりかねない個人情報の漏出などをどうコントロールしていくかという、極めてこれは内閣の本質にかかわる事案の審議だと思えます。

そして、その中でも、既に施行された情報公開法などでは、これは以前の質疑で取り上げさせていただきましたので、福田官房長官、御記憶かと思いますが、例えば開示おくれが外務省でも防衛庁でもあり、三十日、六十日と区切られた期限の中でも開示できないままの案件が残る。

あるいは、二月二十六日、報道されておりますが、外務省においては、開示請求のあった方に対して、今ちょっと忙しいから、もうちょっと後になるか、ないしはあなたが取り下げるのであればそのようにいたします、手数料を返しますというふうなことまでなさるとなると、一体この内閣は、内閣の透明性、行政の透明性、それから、その中で個人情報保護のことをどう考えているのか。

随所で問題が生じているからこそ、きょうは、できれば総理、それから福田官房長官にと。先ほどおっしゃいました、自分は各省庁間の調整官なんだと。調整官ということは、単にウツのウを絡めている人ではなくて、きちんと全体がうまく本場にトータルで機能しているかを判断なさる御見識にあると思うんです。その意味で御伺い申し上げていきますので、そういうことと理解した上で、一点だけ御答弁をお願いいたします。

先ほどから石毛委員が、微に入り細にわたり具体的な事例を挙げて、特に医療における研究に供されるような個人の情報あるいは医療情報についても、なかなかこの個人情報保護法だけでは問題がカバーし切れないということを具体例でたくさんおっしゃっていたと思うんです。

それに対しての諸大臣の答えを私は伺っております。ここで明確に福田大臣に御答弁いただきたい点は、内閣の挙げての姿勢として、個人情報保護法案はもう成立を期すが、このインターネット時代にあつて、個別に保護していかねばいけない事案も非常に数多い。ですから、この個人情報保護法案の成立と個別法のこれからの検討、早急な検討は車の両輪であるというふうな御認識をお持ちであると思いますが、その一点にだけ限って御答弁をお願いいたします。

個別のことは個別にと言われましたので、特に医療関係のことで、木村副大臣にお出ました。ききましたので、御質疑をさせていただきます。

○福田国務大臣 この法律で定めました規律は、あらゆる分野を通ずる個人情報保護のための必要最小限のものであり、各府省におきまして、所管する各業種の実態等も踏まえ、追加的な措置の検討を行う必要がある、こういう認識でございます。

医療におきましては、例えば、この個人情報保護法において、大体どのくらいのデータ数が集まるところを個人情報保護法の対象とするか、このことについては余り法案自身の中に明文はなく、これまでの審議の中で五千件くらいのデータを扱うところだというふうになっておりました。

○阿部委員 その認識が、いわば同時並行的にスタートしていないと問題が生じやすいということもよくよく御理解の上での御答弁と推察いたしますので、本来はあと一問お願いしたいのですが、お時間でございますので、またの、来ていただくることを心から期待して、とりあえず、ありがとうございます。またぜひお越しくださいませ。

木村副大臣も御存じと思いますが、例えば開業のお医者様でいらつしやると患者のカルテが五千人分ということはないかもしれません、特に開業したてとかですね。そういうこと一つとりましても、例えば個別にカルテ開示法なるものを整備することが必要ではないか。これが一点ですね。

に依じて原則として開示しなければならないということと考えているところでありますけれども、これは、この法律では、生存する個人に関する情報、こういうことにもなっております。じゃ、遺族の方をどうするんだというふうなこともちらん出てくるわけでございますし、それから、遺族といつてもたくさん遺族の方がおいでになるので、遺族をどの範囲に限るとか、そういうような問題点もまた出てくるのではないかと。

そこを、先生が官房長官に御質問された、法律でいくのか、あるいはガイドラインみたいなものを決めていくか、そういうことが考えられるわけでありますけれども、御指摘の点に關しましては、カルテ開示や遺族によるカルテ開示の問題等も含めまして、現在、これからの診療情報の提供のあり方について、診療に関する情報提供等の在り方に関する検討会において議論をいただいているところであります。まさに、同時並行的に今やつているところでございます。今後取りまとめられる結論を踏まえまして、厚生労働省として適切に対応してまいりたいと考えておるところでございます。

医療の方は、医師会の方が相当細かいガイドライン等も出しているようでございますが、特に歯科においては、この辺さらに、今お話しさせていただきまして、適切に対応してまいりたい、このように思っている次第でございます。

○阿部委員 厚生労働省において検討されているカルテ情報開示等の検討会も、三年目に入りまして、実は明確な前向きの方針というのは、まだ答申としても出ておらないわけですね。

先ほど私が申しましたように、開業したてとか、そこでも、医療ミスとか事故とか、何らかの情報を個人が求める場合も生じてまいりますので、私は、早急にカルテ開示を個別法として法制化なさることを、木村副大臣にはぜひとも御尽力いただきたいと思います。

その間でも、例えば東京都などは、運用における取り扱い方針、指針ということで、御遺族のカ

ルテ開示請求についても道を開くとか、きちんとそれなりの対応をもう平成九年からやっているわけです。東京都、石原知事で、国をぶつ飛ばすということもおっしゃっていますが、どうかぶつ飛ばされないように、国の全体の枠がきちんとそうした、今、なかなか個人情報保護法の中で到達できない問題をやらんでいる部分について、さらに運用上の取り扱い指針ないしは早急なカルテ開示で対応していただけますように、木村副大臣にはお願い申し上げます。

木村副大臣には、これで終わるかと思ひます。ありがとうございます。

それから、引き続き、行政機関の個人情報保護法について、先ほど来、答弁、違う違うと言われながら立ってくださっている松田局長に伺います。

私は、ぜひこれは松田局長に簡潔にお願いしたいのですが、個人情報の、自分がアクセスしたいということ、なかなかアクセスできない、あるいは却下されたような場合の不服申し立てということに關しまして、実は、今現在のところ、自分の情報を自分の生活地が持っているにせよ、それが自分とは遠隔地のところに行くこともあるわけで、ただし、その場合に不服申し立てをするのは、例えば沖縄の人が不服申し立てをする場合に、その情報が中央、東京にあれば東京まで出向かないと不服申し立てできない仕組みになっております。

これまでできた情報公開法では、一応八つの管轄区分に分けて、余りに遠い不服申し立ては便が悪いということで、八つに分けて情報公開法では既に施行されていると思ひますし、きょう皆様のお手元に配らせていただいています、裁判管轄の特例がなかった場合の訴訟費用の一覧というのを見ていただければわかるように、遠いところ、大阪、鹿児島、那覇などでは、例えば不服申し立てをし一審、二審等々を行っていくと莫大な費用がかかってくるということもあるわけですね。

うなアクセス権を保障されておられるかについて、お願いいたします。

○松田政府参考人 お答え申し上げます。

先生が先ほどおっしゃられました不服申し立ては、裁判の前の段階の話でございまして、これにつきましては、今、情報公開審査会を改組しまして情報公開・個人情報保護審査会ということ、そこで不服申し立てについての大臣の判断について審査をするということになっているわけですが、その際に、地方の方々の便宜を図るということ、審査会の委員が地方に出向いてお話を聞くということも法律に盛り込ませていただいているところでございます。

今先生お話しした裁判の問題は、これは行政事件訴訟法第十二条にございまして裁判の管轄の一般原則としまして、被告の所在地の裁判所に裁判を提訴するというところになっておるわけでございます。

これにつきましては、地方からの裁判の提訴の便宜という問題としましては、できるだけ地方の機関に権限を委任いたしまして、地方機関限りで裁判に対応できるようにするよう努力してまいりたい、こう考えております。

○阿部委員 今松田局長の御答弁のように、その被告の所在地であると。今松田局長は、だんだんだんだんその所管を地方に、地方分権の時代で分権していくのだから、これからは近づいてくるだろうという御答弁ですが、今この法案がスタートした途端にやはり問題は生じ得ることなわけですね。

ここを、主管大臣としての片山大臣に特にお願いしたいのですが、先ほど私がお示ししましたように、既に情報公開法では八つに主管を分ける、これは訴訟へのアクセス権でございまして、そういう便宜が図られておる。これからどんな事態が生じるかは、いろいろな事例が、思いも寄らぬあの防衛庁の情報リストの収集とかもございまして、やってみなければもちろんわからないということがあるわけで、その場合に、その所

管地が訴えを起こす被告の所在地であれば、当然遠隔地の方は裁判が起こしづらいだろうと思ひますが、そこについて、片山大臣の御認識をお願いいたします。

○片山国務大臣 裁判の管轄は、被告である行政庁の所在地の裁判所、これは大原則ですね。情報公開のときは大議論があつて、御承知のように、今、八つの高裁がある地裁でもできる、これはもう大変な例外なんですね。

そこで、情報公開法と今回の個人情報保護法の関係なんです、現行法で開示請求なんかで多いのは何だといったら、医療と教育というんですね。そうしますと、かなり地方ですね。そういういろいろな権限は、例えば国立病院だとかいろいろな学校だとか、こういうところに権限が移っておりますから、私は、情報公開の方は霞が関で開示、不開示の決定をするということが多いんだけれども、個人情報保護の方は、実態から見るとかなりばらけています。

それから、今局長が答弁しましたように、できるだけ中央の権限を、地方分権で地方自治体じゃないんですよ、国の地方出先機関の長に権限を委任する。それが今度は、被告である行政庁になりますから、だから、そういうことを運用上フォローしていこう、こういうふうな思ひでございまして、そこが情報公開法と違うところなんです。

ただ、行政事件訴訟法全般についての御議論は、これは裁判管轄の議論として、私は、国会で大いにやっていただくことはあるだろうと思っております。

○阿部委員 裁判管轄の問題は、それはそれとして司法改革の中で十分論じていただく必要もあるかと思ひます。

今の片山大臣の御答弁の中で、個人情報保護のことについては医療と教育が圧倒的であろうというお話で、さはさりながら、私が申しましたように、圧倒的であつても、それ以外の事例という事態は生じ得るわけです。その場合に、情報の主は個人ですから、その方がもし不服であり、あるい

は訴訟したいといった場合に、その住まう地で、中央に情報があつた場合に問題が生じるだろうと。

でも、これはもう片山大臣はよく御存じで、情報公開法の審議がこの八つの、とりあえず分割してやりましょうというところに落ちつくまでの長い議論があり、そしてまた、その方がベターであろうというお考えもあつたことと思ひますから、私は、この点については、ぜひ今の大臣の御答弁をもう一歩前向きに、もし本当にこれを、個人が自分の情報についてさまざまな、コントロールを自分の手のうちにするための極めて重要な部分だと思いますから、お考えをいただきたいと思ひます。

もう一点、これも石毛委員の御質疑の中でありましたが、実は医療と研究分野というのは密接不可分、医療としてとられたデータの中からある部分が研究の用に供されたりした場合に、そのデータについては、採血を行つた地方の病院が持つていく中央が持つていく場合もあるんです。自分のものがどのようなものを利用されたかを、自分の所在地の自分のかつた病院でわからない場合もございます。

これは、野党案も政府案ともに目的から除外して、研究用はというふうな除外しておりますが、その一方で、さっきの、個別の保護する、例えばその人の遺伝情報とか疾病情報とかいうのは保護する法制が必要なこととあわせて、私は、今後の課題、個人情報の自己コントロールということは今後の課題と思ひますので、自己コントロール権という言い方を私も野党はいたしますが、その点について、片山大臣のお考えを一点お願いいたします。

○片山国務大臣 自己コントロール権というのは、細田大臣からも大分答弁がございましたが、まだこれは権利として確立していませんね、世界の国の中でも、日本の中でも、まだ未成熟の段階ですから、今後の発展を見ないといかぬということですが、今の法制の考え方は、基本的には本

人関与を強めるということで、開示の請求だとか訂正の請求だとか利用停止の請求だとか、目的に応じてだけ使え、必要最小限度の範囲でやれ、ただ、目的外利用については、十分な理由があれば、相応の事由があればいい、こういう仕組みですね。

だから、今後どう考えていくか。個人情報というのは、使い方や場所や環境によつては、みんなセンシティブ情報なんですよ、ある意味では。それを全部コントロールできるようにしますと、ほかのことが何にもできなくなっちゃう。例えば報道なんかは全部ぶつかりますよ。そういうことがあるので、どこに接点を求めていくかということが一番大切なので。あるいは、保護し過ぎると、行政はもうやらぬでよろしいみたいなことになる、これも困るので、この情報化社会の中で。だから、保護をする、しかし個人情報も生かす、報道の自由は守る、こういうことの調和の中にあるんですね。

そういうことで、委員のお気持ちや御意見は私もわからないでもありませんが、今後ともいろいろな幅広い検討を深めてまいりたいと思います。

○阿部委員 そういふ御答弁であれば、ぜひ個別法を早急に今おっしゃられた分野で準備していただくというふうに承りましたので、承っておくかと思ひます。

次の質問もできれば片山大臣にも御答弁いただきたいので、いましばしおつき合いたいただきたいです。

外務省の北島官房長にお伺いいたしますが、外務省は、去る二月二十六日、今まで、もうできていた情報公開法の請求者に対して、ちよつと北朝鮮問題やイラク情勢で多忙のため開示決定が半年以上おくらせてしまふ、あるいは開示できないこともあるかもしれないので、開示請求を取り下げてくださいまいかというお願いをいたしたと、文書で。私も文書をいただきましたけれども、外務省から、これが、確かに役所は忙しい、そのことは十分

理解しているんですけども、業務多忙で取り下げてくれまいかというふうに言つてしまつては、行政の透明性、国民に対する姿勢が大きく問われてしまふと思いますが、この件について、まず北島官房長にお願いいたします。

○北島政府参考人 御答弁申し上げます。

情報公開法に基づく開示請求を受け付けた時点で予測できなかった事案の発生によりまして審査がおくられたという状況の中で、一部の開示請求者に対して、外務省の情報公開室長の名前で、決定期限を守れていないこと、あるいはそのおそれが高いことを通知する書簡を出したということ、御指摘のとおり、事実でございます。

これは、審査の状況を開示請求者に伝える趣旨で、いわば情報提供の一環として行つたということでございます。このような情報提供が情報公開法に抵触するというふうには考えておりません、この点、ぜひ御理解をいただければと思ひます。

さらに、取り下げを誘導、慫慂という御指摘がございましたけれども、この書簡は、請求者に対してしめて請求を取り下げてもらうといった意図はなく、万が一、時間がかかっていることを理由として取り下げたいということであれば、請求手数料の返還に応じたいとの考えを伝えたということでございます。

ただし、一部開示請求者に対して誤解が生じてしまつたということであれば、この点については遺憾を感じております。

○阿部委員 そのような外務省の文書を受けて開示要求を取り下げた方は、一件も実際はなかったわけですね。受け取られた方も、当然、あ、情報公開つてやっているのに、こんなふうな運用のされ方をするんだと、非常に不透明感を高めたと思ひます。

私は、この点について片山大臣に、前回の、開示のおくれとか、あるいは期限を延ばしての延長ということを非常に問題と思ひ、御質疑いたしました、この点について、今後の大臣の御指導で

しょうか、について伺ひます。

○片山国務大臣 外務省は恐らく善意で、まだおくれまふよ、もう少し待つて下さい、こういう書状を出したので、それはそれで私は問題はないと思ひますけれども、書状を出すのなら、できるだけ早くやつた方がいいですな。それは、外務省は忙しいですからね、内憂外患もごもというようにうなところがありますから大変忙しいうございませけれども、できるだけ早くやつていただくように、今後とも外務省には要請してまいりたい。

外務省は多いんですよ、情報公開の開示要求が。そういうこともありますので、そこは御理解を賜りたいと思ひます。

○阿部委員 外務省が多いのは、開示延長も多うございまして、不開示も一番多いのでよくわかりますが、ただし、今のうちに、大臣のようにおつしやると、暇な省庁は早く開示をして、忙しいところは遅くなるというふうな向きにもとられますし、あるいはまた、悪意はなかつたんだと言われれば、それは、意図によつて情報公開の身が問われるわけではなくて、そのために法をつくつて、原則をつくつてそのようにせいということですから、そのように悪意はなかつたというふうに言われまふと、やはり非常に情報公開の根本自身が問題になると思ひます。

関連するような事項はほかにもございまして、この委員会には、私はきょう質疑の時間をいただきましたが、また改めて、福田官房長官御出席のもと、お時間をいただければと思ひます。

○村井委員長 続いて、黄川田徹君。

○黄川田委員 自由党の黄川田徹であります。これまでの質疑で重複するところもありますけれども、私からも改めて御質問いたしますので、よろしく願ひたいと思ひます。

まずもって、民主主義の歴史の長い欧州各国では、伝統的にプライバシーに対する関心が強く、しっかりとした包括的な個人情報保護法制が整備されておるところであります。そしてまた一方、

アメリカは、社会正義の実現という機能を個々人間の訴訟に求めることが多い、御案内のとおり訴訟社会であります。プライバシーの保護につきましても、基本的に、争いがあれば裁判で決着させる、そういう仕組みをとっていると承知しております。また一方、日本は、これまで、和魂洋才ということで、海外にすぐれた制度があれば、その制度のよいところを日本の風土や社会環境に最も適した形で柔軟に取り入れてきたというわけでありまふ。

そこで質問であります。最初に、今回政府より提出されておりますこの個人情報保護法案でありますけれども、個人情報保護の国際標準でありますOECDのガイドラインを参考につくられた、こういうことでありますけれども、欧米諸国の法制と比較いたしまして、いわゆる欧州型と言ふのか、あるいはまた米国型と言ふのか、その特徴について、細田大臣にお尋ねいたしたいと思ひます。

○細田国務大臣 政府案につきましては、OECDガイドラインに示されましたいわゆる八原則の内容を踏まえまして、個人情報取扱事業者に対する義務を規定しまして個人情報の保護を図るものであります。また、本法案は、国民生活の全分野においてITを活用した大量かつ多様な個人情報の利用、流通がなされていることを踏まえまして、欧州各国同様に、あらゆる分野を包括的に対象として、必要最小限度の具体的な規律を設けているものでございまして。

一方、個人情報保護の問題が、分野の特性により大きく実情が異なることや、できるだけ当事者間の迅速な解決を図ることが望まれることから、米国同様に、事業者の自主性を尊重した仕組みも取り入れているわけでございます。具体的には、個人情報を取り扱う事業者に関する法律上の義務を明確にし、まずは事業者の自主的な取り組みを求める一方、問題が生じた場合においては、事後的な主務大臣の関与によつてその是正を図るといふ仕組みとなっております。

このようなことを総合して言いますと、政府案では、民間分野について事後チェック型の仕組みとするということで、欧州各国と異なるところもある一方、米国のような民間の自律性に大きく任せることもしていないということで、我が国における社会の実情、制度的な基盤にのっとって、いわゆる欧州型と米国型の利点をミックスしたような規律を目指すものであります。

○黄川田委員 O E C D加盟三十カ国でありますけれども、整備状況、このうち二十五カ国が既に整備しておるということでありまして、トルコは別にいたしまして、日本、韓国、アメリカ、メキシコですか、この四カ国が検討中ということでありまして。アメリカは、まあ社会構造、特殊なものでありますけれども。

我が国の個人情報法の整備、これがほかの国よりおくられていたという、その理由はどこにあるんでしょうか。

○細田国務大臣 個人情報の保護法制の整備につきましては、公的部門と民間部門を包括的に規律する欧州型と、必要な特定分野のみを規律する米国型がありますが、我が国では、当面、必要な特定分野から法制化を進めることといたしまして、昭和六十三年に行政機関個人情報保護法が制定されたわけでございます。

しかし、その後、官民を問わず、コンピューターやネットワークを利用した大量の個人情報の処理、流通が急速に発展をいたしまして、その後、個人情報保護法制の整備の必要性を与野党通じて強く議論されてきたところでございます。昨今において、そういう問題のある事案が急増しつつあるということも御存じのとおりでございます。

また、この個人情報保護法がなぜおくられてきたのかということにつきましては、我が国における民間部門に対する規律は、営業の自由の保障との関係もありまして、米国の同様の自律的な規制にゆだねるべきとの考え方に立脚していたわけでございます。また、現実に、民間部門におい

て個人情報にかかわる問題が大きく顕在化する状況にはなかつたわけでございます。

しかし、官民を問わず、急速にコンピューターネットワークを利用した大量の個人情報の処理、流通が行われるようになり、個人情報の漏えいなどが社会問題化したということを受けて、早急に法案を作成してきた、基本法制の整備が必要な状況に対応しなければならぬ、こういうことでございます。

○黄川田委員 私、市町村行政にかかわってまいりましたので、どうも情報公開であるとかあるいはまた個人情報の保護などというものは、むしろ地方にあって先んじていろいろな仕組みをつくってきているんじゃないか、こういうことを強く感じておりますので、どうも国は、ずうたいが大きくなってなかなか進まないじゃないか、こう思っておりますので、お話しさせていただいたところでありまして。

それで、政府案の個人情報保護法案の基本的問題について、これから幾つか質問していきたいと思っております。

もともと、この個人情報保護法を制定いたしまして自己情報コントロール権を確立する必要性は、行政機関が国民の負担で集めた膨大な個人の情報、これを乱用しないように求めるということでありまして。

それで、行政を規制する目的であったのに、政府案は、行政機関はほとんど自由に個人の情報を収集し、利用し、結合し、提供することができ、しかも、これに対するチェック機能が保障されていないというふうな気がするわけでありまして。これでは行政の透明性を確保するという情報公開の理念とは全く逆なのではないか、こう思うところもあります。行政が個人情報に自由に囲い込んでしまいたいままに利用するということは、それを合法化するための法案ではないかと言つても過言ではないと思っております。このままでは、せっかく確立しつつある行政の説明責任あるいはまた透明性の確保、この動きがもとに戻つてしま

うんじゃないかとも思っております。

大臣お話しのとおり、コンピューター社会は大変発達しておるわけでありまして、コンピューターによる検索、結合などを瞬時に行うことを可能にしております。行政の前に個人が裸にされる、そういうふうなことが起きているのではないかと思っております。

そこで、以上の、官の情報の独占、これらについての基本的な考え方、政府案はこれらに対して何ら対応がなされていないということを感じるのでありまして、総務大臣の見解を求めておきたいと思ひます。

○片山国務大臣 黄川田委員の言われることは、私は誤解じゃないかと思ひます。行政機関個人情報保護法は、行政機関に勝手に個人情報を使わせないということなんです。ルールをつくつていくということなんです。しかし、個人情報を使わないと行政はできなくなっているんですね、時代的に。だから、そういう中できつとルールをつくつて透明な制度にし、公正な制度にし、厳重な制度にするということでございます。

今回の四法案は、行政関係は三法案でございますけれども、個人情報の利用目的を具体的に明確にさせる、その上で、目的外利用や提供を厳格に制限する、個人情報ファイル簿は公表する、また施行状況調査結果による目的外利用等も公表する、こういうことをしておりますし、各省大臣の責任でやっておりますけれども、総務大臣は、法の所管大臣として、企画立案のほかに個人情報ファイルの保有に関する事前通知、資料要求、意見陳述、そういうことによつて総合調整をする。また、先ほども何度も議論になっておりますが、情報公開・個人情報保護審査会というものをつくりました、個別の不服申し立て事案についての調査、審議を行う。

こういうことをやっておりますので、私は、制度的な仕組みはできているので、あとは、しっかりと運用することだと考えております。

○黄川田委員 地方の行政は、特に住民に身近な

ものとなつて、いろいろな形で進んでいるわけでありまして。しかしながら、国の仕事といふか、なかなか見えないところがありまして、そういう中で大量の情報が国家として扱えるということの中で、お上の仕事に心配しているという方々もおられるわけでありまして、もちろん、国家公務員としてしっかりと仕事をすれば何も問題ないわけでありまして、いろいろ、さまざまな場面面で具体の事例が時々出てくるものですから、そういう話をさせていただいたわけでありまして。

それでもつて、個人情報保護法制として必要不可欠なのは、行政機関個人情報保護法に、行政機関が個人情報を収集、あるいは結合、あるいは提供するに当たつて、やはり第三者的な機関のチェックを受けるシステムの確立が大事だと思つております。逆に、このチェックシステムがなければ法制として落第だとも思つておるわけでありまして。そしてまた、個人情報を利用し、加工し、そしてまた提供等をしたときの記録を保存しまして、それを情報公開の対象にしっかりとするんだということも大事だと思つております。

そこで、政府案でありますけれども、野党案に比べて第三者機関によるチェック機能が欠落していると思つておるわけでありまして、これに対してどう対応するのか、引き続き片山大臣の見解を求めておきたいと思ひます。

○片山国務大臣 野党案には、個人情報の目的外利用や提供や、あるいはセンシティブ情報をどう取り扱うかは第三者機関にかけろ、こういう案ですね。しかし、そうしますと、何度も申し上げますように、大変な膨大なものが持ち込まれるおそれがある。審査会の方も大変だし、行政機関の方も大変になる。ということとは、むしろ行政の本体が大変な支障が出たり、行政が遅延したり、結果としては国民の皆さんに迷惑になるんではないか、こういうことも考えられます。

政府案では、開示請求の決定に対する不服申し立てがある場合には、大臣が決めるんですけれども、決める前には審査会にいろいろ議論してもら

う、こういうことにしているわけでありまして、目的外利用というのが、例えば、おやめになった方の人事記録からどういう叙勲に据えようか、栄典ですね、そういうことをする場合にも目的外利用なんですね、ある意味では。そういうものを一々全部審査会に持ち込むというのはいかづかな、こういうのがあれの考えでありまして、だから第三者機関はそういうことに限定的に使いまされども、全体としては、制度としては厳重な制度にする、国民の目から見て安心できる制度にする、こういうことでやっているわけでありま

す。

○黄川田委員 しっかりした行政をやっておれば、そんなに膨大なものが出てくるとか何かはないというふうに私は思っておりますので、むしろ第三者的に透明性を確保するということが最も大事だと私は思っているわけでありま

す。

それから次に、先ほど来お話がありましたけれども、個人情報保護についての不服申し立て、これの訴訟提起、裁判の管轄の関係なんでありまされども、先ほどから大臣は、情報公開については、これについては実効性を欠くということから、既に原告住所地を管轄する高裁所在地にある地方裁判所に訴訟の管轄を認める規定を設ける修正をした、これは例外中の例外だという話でありますけれども、やはり先ほど来の議論のとおり、情報公開と個人情報保護は車の両輪だというふう

に考えられるわけでありま

す。

そこで、重ねて伺いますけれども、情報公開法の制定経過、修正ということで取り込まれたわけでありまされども、それに照らし合わせるなら、今回これを意図的に落とされたとすれば、政府提案は国会を軽視するというふうに言われてもしょうがないというふうな感じがするんでありますけれども、大臣はこれについてどう考えますか。

○片山国務大臣 情報公開法の方が意図的な特例なんですよ。普通は行政の所在地の裁判所なんです。それを、あれは大議論がありまして、修正か何かでああったわけございまして、その

方が大変な特例なんですね。

情報公開、できるだけ広く公開すること、が制度の仕組みです。個人情報保護は守るんですよ、個人情報保護。ただ、本人に関与させようという、自己情報については、そこで開示請求ができた、訂正を請求したり、利用停止をしたり、そういうことをしている、似ているんですよ。似ているんですけれども、違うところもかなりある。

そういうことの中で、先ほど言いましたように、割に個人情報保護の方の、今までの法律ですよ、例で見ますと、医療関係や教育関係が多いので、現地で権限がおりて対応できているので、そういうことでどうだろうかというのが今回の考え方でございます。裁判管轄については、司法制度改革の中の一つのテーマだと私は思いますので、大いに今後議論を深めていただければありがたいと思います。

○黄川田委員 いずれ、国民の権利が、実質的にどこに住んでいても行使できる、保障されるようにしていただきたいと思っております。

それで、基本的なところでありますけれども、この修正案が提出に至った経緯等について、ちょっと改めてお尋ねしたいと思っております。

政府が二年前に提出した個人情報保護法案でありますけれども、これは、メディアやあるいは我々野党四党の強い反対によりまして昨年十二月に廃案となり、そして今国会には大幅な修正をして新しい法案が提出されました。

政府は、旧法案において、政府としては最善のものを考えていると、ずっと内閣委員会で繰り返して答弁しました。そしてまた、メディアからの、表現あるいは報道の自由を侵害するのではないかと、の強い批判に対しても、報道、取材活動を侵害することではないと、これまで強く答えてきたところであります。

そこで質問でありますけれども、今回、修正して法案を再提出してきたことは、これまでの法案が欠陥であることを認めたことなのか。特

に、今回再提出された法案では五つの基本原則が削除されております。政府は、前国会まで、基本原則は努力義務でありまして、主務大臣の関与もないから報道、取材活動を侵害することはないと答弁してまいりましたが、それでは、なぜ基本原則を削除したのか。あわせて、これまで改めて細田大臣にお尋ねいたします。

○細田国務大臣 前の法案を提出して、早いもので二年が経過するわけでございます。その間、いろいろ議論が行われて、そのことは今日大変プラスになったと思うわけでございます。そして、かつメディア、その他の御批判もいただきました。政府としてはその規制を考へ方は毛頭なかったわけでございますが、さまざまな憶測もございまして、本法案に対する批判も非常に高まったわけでございます。

他方、二年たっておりますうちに、政府もe-Japan計画その他、政府にも大量のコンピュータを入れ、かつ光ファイバーを全国に整備し、インターネット等の加入率ももう飛躍的に上がるという状況になってまいりますと、パソコン自体の能力も非常に上がってまいりましたし、大変多量な情報を集める、そして処理をするという民間の企業もふえてきたわけでございます。

したがって、政府としては、今のような状況のもとで、早急に法整備をしなければならぬという必要性については、二年前よりもまたさらに強く感じておるわけでございます。そういった中で、誤解を生ずるようなことは本来意図しておりませんので、削除等の措置を施しまして、提出したということでございます。

また同時に、二年経過いたしましたので、野党の皆様からも四党の御提案ということで、やはり何らかのこういう保護法案について必要性を認められて出されて、与党案、野党案でこういう議論が行われることは非常にいいことだと思っております。

○黄川田委員 また一方で、基本原則が消えてしまったことによりまして、逆に主務大臣の裁量の

余地が広がるのではないかと、いうふうなことも指摘する方々もおられまして、なかなか難しい問題と思っております。

それで、残り時間が少なくなってきました。ちよつと飛ばしながら聞いてみたいと思ひます。今回の修正では、適用除外となる報道について、「不特定かつ多数の者に対して客観的事実を見解を述べることを含む」との定義が置かれたところでありま

す。

そこで、政府側の説明によりますと、報道の範囲が恣意的に判断されることのないよう定義を置いたとのことでありまされども、そもそも政府が報道活動を定義してその範囲を決めようことと自体に問題があるのではないかとと思われるわけでありま

す。

また、報道をこのように定義してしまうことによりまして報道の概念が狭くとられてしまうのではないかと、これまた懸念の声が一部のメディアから上がっておりますわけでありまされども、これについて内閣官房にお尋ねしたいと思ひま

す。

○藤井政府参考人 御説明申し上げます。

報道機関に定義を設けたという趣旨は、今、委員の御説明の中にもありましたけれども、むしろ、適用除外をするという場合にはこの報道という概念を使わざるを得ないわけでございますが、ただ、前の条文では裸に置いていたということ

で、メディア等の方々が、むしろその報道の範囲を恣意的に判断されるのではないかと、強い不安、懸念が示されたということでございます。そこで、この適用除外の趣旨をむしろ明確にするために、条文中に定義を置くというふうになったわけでございます。

また、この定義を置くということで、いわば客観的な基準、報道についての客観的な基準が明示されたことになるので、よりその判断が客観的にできるようになったのじゃないかと思ひております。

それから、広くなったか狭くなったかということですが、今回の定義というのは、あくまでも一般的に報道と考えられる範囲、そういうものを定義にすることによって設けておるところでございまして、決して従来のような報道の概念を狭くしたりするということではないと考えておるところでございます。

○黄川田委員 今の答弁、なかなか理解しにくいところがありますけれども、報道の方が恣意的にという話がありますが、むしろ行政の方が恣意的な判断の余地が残っているというふうな形にとれるところもありますので、これまた新たな問題が逆に出てきたのかなと思っておるわけでありま

す。それでは次に、ちょっと飛びまして、自己情報コントロール権についてお尋ねしたいと思

います。個人情報を使われている個人情報の本人の権利を尊重する立場から、個人情報本人が自分の情報の流れについてコントロールできるということを明記すべきであると思っております。野党提出法案においては、個人情報の取得、利用、第三者提供に本人が関与し、その他の個人の権利利益を保護する旨、第一条の目的規定の中に明記されておるところであります。

そこで、政府案にも同様の規定を置くべきではないかと考えますが、これも先刻いろいろ質問されておりますけれども、改めて細田大臣の見解を求めておきたいと思

います。○細田国務大臣 まず、自己情報コントロール権ということばは、学者等の中で非常に幅広く議論されております。私、今ここに、憲法の、東大の

学部教授の十年前の「プライバシーの権利に関する自己決定権」というような論文も見えておりますけれども、読んでみ

案において、このことは自己情報コントロール権であるということをおっしゃっているという意味はわからないではないのですが、プライバシーの権利と同様、今後、いろいろな判例で積み上げて、この範囲はきちっとやろうねということが、議会においても、政府においても確立していくということが理想的ではないかと思っております。

決して私は概念を否定することや言っているのではなくて、学者の間でも、あるいは今後、判例を積み重ねて確立して、個人から見れば何がコントロールすべき内容を積み上げていく。そうではないと、公益のためにコントロールできない部分もあるし、それから、どうしても研究その他で人類の発展のためにある程度提供しなければなら

ない情報もあるということもあるわけでございます。そして、この政府案におきましては、個人の権利利益を保護する観点から、事業者による個人情報の取り扱いに対する本人の関与を重要な仕組みと位置づけまして、開示、訂正、利用停止、第三者提供に当たっての本人同意ということ

を明確に規定すれば、あえて一つの定義を持つ言葉を使わなくても本人の関与を規定することが可能でございますので、そのような規定が適当ではないかと思っております。

一つの概念を提起しますと、今度はこの概念が絶対的なひとり歩きをしますと、また各種事由との関係はどういうふう

に整理するんだというような議論が起るということもありませんけれども、まあそれは副次的な内容として、これから学説的にも判例上も、あるいは我々行政、議会ともに、今後の考え方を整理していくべき大きな課題であると思っております。

○黄川田委員 基本的な考え方については、ぜひとも認識していただきたいと思っております。それで、個人情報の保護でありますけれども、これは地方公共団体においても重要な課題であると思っております。実際、九九年の宇治市役所から住民基本台帳のデータが大量流出した事案な

ど、地方公共団体からの個人情報の漏えい事件も少なくありません。そしてまた、総務省の調査によりますと、昨年四月現在の数値でありますけれども、約三分の二の自治体で個人情報保護条例を制定しておるわけであり

ます。そこで、今後、まだ個人情報保護条例を制定していない自治体や、あるいはまた条例の中身が不十分な自治体については、この個人情報保護条例の制定や見直しが必要であると考えられるわけであり

ますけれども、このような地方公共団体の保有する個人情報の保護については、基本法である個人情報保護法においてどのように取り組むべきかと考えられておるのか、細田大臣にお尋ねいたします。

○細田国務大臣 地方公共団体の具体的な問題については総務大臣がおられますが、本法案の第五条におきまして、個人情報保護に関して地方公共団体の責務を明らかにいたしますとともに、第十条では、地方公共団体が保有する個人情報について、その性質、保有する目的等を勘案して条例の整備など必要な措置を講ずるよう、地方公共団体に努力義務を課しておるところでございます。

○黄川田委員 それでは次に、行政機関の個人情報保護法について具体的にお尋ねしたいと思

います。これもさまざま議論されておるところでありますけれども、今回野党四党が提出いたしました法案の大きなポイントとして、思想、信条といったいわゆるセンシティブ情報の取り扱いを原則として禁止する条項を入れたところであり

ます。私の地元、岩手県の個人情報保護条例第四条でも、思想あるいは信条といったいわゆるセンシティブ情報に関する規定を盛り込んでおります。ところが、政府案では、これに関する規定がござい

ません。そこで、本政府案でも、地方公共団体の条例のようにセンシティブ情報に関する規定を設けるべきではないかと私は考えておりますけれども、総務大臣の見解はいかがで

しょうか。○片山国務大臣 先ほどお話がございました地方団体の個人情報保護条例、都道府県は大体全部つくっておりますが、市町村でまだつくっていないところ

がかなりありますね。三分の一か四割ぐらいある。そこで、全部この機会に、国の法律が今審議されているし、成立すると思

いますので、ぜひつくってもらいたいということ。それから、一斉につくったわけじゃないですね。かなり前につくったもの、最近つくったもの、いろいろござい

考えております。

また、それが大変いいものであれば、我々としても、今後いろいろ検討する一つの資料にさせてもらえらるという事はあると思います。

○黄川田委員 次に、このセンチティブ情報以外にも政府案には問題があると思っております。

第一条の目的規定からしても問題があると思っております。政府案は、「行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ」という文言がありますけれども、野党案ではこの文言を規定していません。そこで、政府案は、個人の権利利益を保護することよりも行政の都合を優先させているのではないかと考えざるを得ないところもありますけれども、総務省の見解はいかがでしょうか。

○松田政府参考人 お答え申し上げます。

法文の目的規定の読み方でございますが、「行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ」との趣旨でございますけれども、それに続きます個人の権利利益の保護が第一義の目的であることをあらわしているわけでございます。決して、行政の都合を優先させるといふものではないと考えております。

もちろん行政も、国民の安全、福祉等のために重要な役割を果たしておるわけでございまして、個人の権利利益の保護を一面的に図るということだけではなく、行政の適正かつ円滑な運営との適切な調和を図りつつ権利を保護していくということであると考えております。

○黄川田委員 いずれ、大量の情報を取り込まれるということは、本当に国民にとって不安感が募ることが多いわけでありまして、国民の権利の保護ということの中にあっても、どうも行政への不信感につながってしまうところがありますので、よろしくお願いいたします。

それでは、データマッチングについてお尋ねいたします。

IT化が進展しますと、コンピューターを用いて簡単にデータを結合させることができるわけでありまして、特に、利用目的が異なる二つ以上の

個人情報ファイルをコンピューターを用いて照合し、あるいはまた結合すると、思いも寄らぬところで個人の権利侵害につながりかねないと思っております。

野党案では、このいわゆるデータマッチングについて、「個人の権利利益を侵害するおそれがあることに配慮しなければならない」と明確に規定しておるわけでありまして、政府案ではなぜこのような規定がないのかを、これまた総務省にお尋ねいたしたいと思います。

○松田政府参考人 お答え申し上げます。

データマッチングは、個人情報ファイルをコンピューターにより照合または結合させるということでございますが、個人の権利利益を保護するために重要なことといたしましては、個人情報保護をみだりに目的外利用・提供させないということであると思っております。データマッチングが行われるかどうかによるものではないのではないかと考えております。

政府案では、まず、個人情報ファイル単位の利用目的を具体的に明確にさせますとともに、その上で、目的外利用・提供を厳格に制限していく、さらに、個人情報ファイル簿の公表、あるいは施行状況調査結果によりまして目的外利用・提供の状況の公表等、透明性を図っていくということによりまして、いわゆるデータマッチングも含めまして、行政機関により、みだりに目的外利用・提供が行われ、国民に不安感を抱かせることのないようにしていきたいと考えております。

○黄川田委員 アメリカでは、八八年にデータマッチング規制を導入しておると聞いております。したがって、日本でも原則的にそれを禁止しまして法案に盛り込む必要があるのではないかと、この指摘、これは法曹界から出ておるところであります。

政府は、目的外使用はしないと主張いたしておりますけれども、現状では、住基ネットですか、そういうもののデータをどんな形で行政機関が利用、活用するのかわからない不安な面もあるわけであ

りますので、いずれ、何の措置もとらなければ何か大変なことになるのではないかと、こう思っております。残り時間があと三分ぐらいでありますので、罰則規定についてちょっとお尋ねいたしたいと思います。

昨年、防衛庁において情報公開請求者のリストが違法に作成されまして国民に大きな衝撃を与えたことは、記憶に新しいところであります。この防衛庁リスト事案の発生を防げない昨年の政府案が廃案になった、これも当然だと思っております。

また、一方、昨年の国会審議で、政府は、行政機関の職員については既に国家公務員法の守秘義務などの罰則があるから、これ以上の罰則は不要である、こう説明しておられました。しかし、新たに提出された政府案では罰則が設けられておるわけでありまして、罰則は不要であると説明しながら、今回罰則を設けた理由はなぜなのか、最後に総務大臣にお尋ねいたします。

○片山国務大臣 確かに、昨年の審議で、旧法、この前の法案で、罰則がなくてもやれる、既存の罰則の運用と懲戒処分、行政処分の組み合わせで十分機能できる、こういうことを答弁したことは事実ですけれども、国会でのいろいろな御指摘、御意見があり、世論の動向その他を考えると、与党とも十分すり合わせの上、今回は、必要なものは罰則を入れようじゃないか、こういうことになったわけでありまして、私は、去年の答弁でも、具体的な権利利益の侵害があつて、明確な構成要件が規定できるのなら、罰則を入れることも一つの考え方だ、こういうことはもう何度も答弁しております。それが一つの考え方だという答弁はしておりますが、しかし、それは一つの考え方であつて、旧法で十分やれるということを何度もまた答弁させていただきましたが、諸般の状況、国会における皆さんの議論を含めた上で、今回は処罰規定を導入したわけでありまして、

○黄川田委員 いずれ、罰則規定に基づく職員が

ふえないように、しっかりと総務大臣の仕事をお願い申し上げまして、終わります。

○村井委員長 次に、漆原良夫君。

個人情報保護法について、野党案が提出されて、これにより、本会議における質疑、あるいは本特別委員会における各党の質疑がほぼ一巡したと大変喜んでおります。

政府案、野党案についての論議が深まって、一致する点も相当あると感じられます。すなわち、IT社会の進展に伴う個人情報保護法の早急な整備の必要性については、まず、すべての与野党で異論のないところがあります。また、IT社会における個人情報の保護に関しては、業種、業態を超えた相当程度広範な法制が必要であるということも同様であるというふうに思っております。

他方、私は、四つほど大きな論点の違いがあるというふうに考えております。

第一点、自己情報コントロール権やセンチティブ情報の取り扱いなどの、ある意味では理念的あるいは原理的な問題と言つてもいいかもしれませんが、その趣旨を実定法の規定に明文化することの是非、メリット、デメリットがあります。

第二番目は、監督機関や苦情処理に関し、第三者機関の創設に対して、各所管大臣、民間の個人情報保護団体その他の複層的苦情処理システム等の組み合わせのどちらがいいのかどうかという問題点があります。どちらが実効的かという論点があります。

三番目は、情報主体の権利利益と個人情報を取り扱う事業者側の基本的な権利を含む有用性とのバランス、どの程度事業者側に負担を課するかという問題点があると思います。

四点は、実際問題として、メディア規制法案反対という運動に見られましたように、メディア等の本法案に対する不安、懸念がこの法制の整備をおくらせる要因の一つとなったということは否定

できませんが、両法案がこのような不安解消に成功しているのかどうかという点があると思います。

きょうは、このような論点について、政府、野党の双方に見解を述べていただいて、コンセンサスの得られるところをさらに拡大していきたいと考えていたところですが、本日は、主として政府案について議論をするということになっておりますので、それぞれ論点ごとに政府の考え方をお尋ねしたいというふうに思っております。

質問の順序を逆にしまして、まず、メディア関係についてお尋ねしたいと思います。

メディアとの調整の問題であります。政府が平成十三年に提出した個人情報保護法案においては、表現、報道の自由と個人情報保護の両立を図れるような十分な措置を講じたところと私には思っております。にもかかわらず、メディアの不安、懸念を払拭することができず、昨年末に廃案となりました。このような二年余にわたる経過に堪えがみても、メディアの不安、懸念を十分解消できるものになっているかどうかは重要であると考えております。

そこで、今回の政府から提出されました新法案における修正でメディアの不安、懸念を払拭できると考えていらっしゃるのかどうか、細田大臣からの答弁を求めます。

〔委員長退席、松下委員長代理着席〕

○細田国務大臣 旧法案につきましては、本来、メディア規制を内容としたり目的としたりするものではなく、その意図も全くなかったところでございます。しかし、残念ながら、いろいろな条文が存在して、それを読まれた方から非常に不安、懸念が表明されたということも事実でございます。

したがって、先国会で廃案になるに当たりまして、新しい法案を提出しようということで諸準備を行いまして、与党各党からもこういう形で修正してはどうかという御意見もいただいて、これを参考にしながら政府として法制局と内容を詰

めてまいったわけでございますが、表現の自由と個人情報保護の両立を図るとの旧法案の趣旨を一層明確にすることを基本として修正をいたしました。

具体的に申しますと、第一に、旧法案で万人の努力義務として定めていた五つの基本原則を削除いたしましたわけでございます。第二に、第三十五条二項において、報道機関等に情報を提供する個人情報取扱事業者についても、表現の自由を妨げることがないように、主務大臣が関与しないということとを明確化したところでございます。そして第三に、報道の範囲が恣意的に判断されることがないように、第五十条第二項で報道の定義を条文に明記いたしました。第四に、フリージャーナリスト等の不安、懸念に配慮し、第五十条第一項第一号で、義務規定の適用除外となる報道機関に個人も含まれることを明確化したところでございます。第五に、著述を業として行う方についても、大量の個人情報を取り扱う可能性があるかどうかという点はあるかもしれませんが、だんだんコンピュータ時代になって、そういう可能性もあるかもしれないということから、その認識に立つて、第五十条第一項第二号で、これを義務規定の適用除外とすることを明記いたしました。

これらの修正によりまして、旧法案に関連する各方面の方々の不安、懸念は払拭できるのではないかと考えております。

○漆原委員 今大臣御説明いただきましたように、今回の再提出に当たっては、適用除外の対象として著述というものが新たに追加されて、報道以外の表現の自由についても、政府が関与しないということが明らかにされたわけであります。

政府にお尋ねしますが、政府案における著述の定義はどういうことになっているのか。それから、現在、著述に係る表現の媒体とかあるいは方法も進化しておりますが、このような表現方法の多様化も踏まえて、著述の定義はできるだけ広くとるべきだと考えておりますが、政府の考え方を

お尋ねしたいと思います。

藤井政府参考人 著述の定義について御説明いたします。

著述の定義自体は法律には規定していません。ところで、一般通念によるということになるわけですが、一般通念は、私どもとしては、でございますが、その趣旨は、私どもとしては、一つは、著述とは、小説、評論、そういった、ジャンルを問わない、人の知的活動により創作的な要素を含んだ内容を言語を用いて表現するというものである。また、御指摘のとおり、その表現方法や手段、例えば出版物、放送、インターネット等、そういうものを問うてはおりません。

それから、委員御指摘のとおり、現在、著述に係る表現活動のジャンル自体がボーダーレス化し、加えてまた、表現の媒体、方法も進化するなど多様化しているところでございます。こうした表現方法の多様化を踏まえ、政府としましては、著述の定義をできるだけ広くとるべきとの観点から、あえて定義づけを法律には明記していないというところでございます。

○漆原委員 今回の政府案では、適用除外となる報道の定義が加えられました。野党案では、報道の定義がありません。

報道とは一体何か、先ほど来いろいろな議論がなされておりますが、実は、これはきょうの朝日新聞の「私の視点」というところで、日本雑誌協会個人情報・人権等プロジェクトチーム座長、山了吉さんという方の文章があります。その中で、「むしろ改悪といえる条文もある。その最たるものが、適用除外の対象である「報道」の定義ぶりだ。」というふうに、報道を定義したことをもって改悪の最たるものだというふうな御主張がなされておるのです。

ただ、これは報道が適用除外の要件になっているわけですから、与党案であれば主務大臣、野党案であれば第三者機関が、適用除外する報道とは何かというのは、必ずこれはどこかで判断せざるを得ない。適用除外の要件になっているわけですね。

したがって、これをむしろ定義しないというこ

とは、主務大臣あるいは野党案においては第三者機関に、適用除外の要件である報道という概念を白紙委任することに等しいと私は思うわけですね。

したがって、むしろ、主務大臣もしくは第三者機関の解釈権限を明確にする。自由な言い分、白紙委任をしたわけではないわけだから、報道の定義を明確にして客観的な基準を設けるということとは、むしろ主務大臣あるいは第三者機関に自由な解釈権限を与えないということで、私はぜひとも必要だと思いますが、大臣の所見を求めたいと思います。

○細田国務大臣 きょうも、なおこの定義につきまして疑問を呈する方がおられるわけでございます。今、漆原議員がおっしゃいましたように、はっきりとした定義を持つ言葉を使わなければならない。かえってそれは非常に法の目的にそぐわないことになるということがございまして、日本はこういう慣習法の国ではなくて、きっちりとした条文上の言葉の定義をしていかなければならないということがございます。

戦後ずっとこの定義を調べておりますが、過去に、報道という定義は一切ございせん。かつ、報道機関とかそういう引用は昭和二十六年ごろにありますが、これは何か水害でも起こったときに報道機関もこれに協力して市民に知らせなさいというふうな書き方だけでございますから、別に問題はございません。

権利義務等と関係いたしますので、やはり定義が必要だという法制局の法律的理解が入っているわけでございます。その場合、「不特定かつ多数の者に対して客観的事実として知らせること」ということは、報道の方々もそういう意図でやっておられると思います。

では、事後的に、これが事実でないことがわかったらどうするのかというふうな議論が非常に不安であるということをおっしゃいますが、これは事実として、当然報道の方はそう考えられて報道されることは明らかでございますから、これで

足りる。結果的にそれが事実と若干違つておつたとか、そういう場合はまた別の問題である。

例えば、司法の問題等はどこでも起こつておりますが、この個人情報保護法上は、客観的事実として知らせる行為については、その内容の正しさいかんにかかわらず、報道であるということと、法制局ともしっかりと確認をしております。

○漆原委員 私も最高裁に確認をして、報道を定義した判例はあるのかというふうに確認したところ、報道とは何かということについての判例そのものはないようなんですね。

そこでお尋ねしたいのですが、五十条二項、今大臣がおっしゃった「不特定かつ多数」というふうに条文には書いてあります。「不特定かつ多数の者に対して」云々と。これは、「不特定または」にしないで、重畳的に「不特定かつ」という二つの要件を必要にした理由は一体何なんでしょう。

○藤井政府参考人 御説明申し上げます。

「不特定かつ多数」とした趣旨は、もともと、一般的に報道というのは社会的な出来事があるがまだだにでも知らせることということの、その、だれにでも知らせることという意味で「不特定かつ多数」という言葉を使っているということでございます。

委員御指摘のように、不特定または多数ということであれば、逆に言えば、特定していなければいい、あるいは少数でなければいい、限定であつてもいいということになって、例えば会員誌とか機関紙とか、その辺との接点がちよつと難しくなるのじゃないかなというふうに考えております。

○漆原委員 例え、特定の多数、これは報道にならぬわけですね。不特定の少数、これも報道にならない、こういうことですね。

例えば、一般の業界紙なんかありますね。弁護士会では弁護士会の新聞があります。新聞協会には新聞協会の新聞があります。その業界の者しか読まないという新聞がありますね。だけれども、弁護士会であれば一万余千人の人が読んでいますね。

けです。その業界でも、特定の人ではあるけれども、何万人の人も読んでいます。

我が党にも公明新聞というものがあつて、これも大体公明党の支持者が読むわけであつて、それでも何百万部という発行部数があるわけですが、これは報道にならぬのでしょうか。

○藤井政府参考人 委員御指摘の例の中でおっしゃった業界紙ということになると、結構、不特定という場合もあり得るのじゃないかと思つております。

ただ、クロージドにされた団体、労働組合なんかもそうかもしれませんけれども、そういった組合の中だけで流通するような機関紙、そういったものについては、むしろ、報道としての保護の必要性よりは、また別の観点からの保護の必要性というのがあるのかと思つて、やはり従来、報道ということで議論されてきた問題とは違つたことであると思つております。

○細田国務大臣 ちよつと抽象的に申しましたけれども、別の面でも言いましたけれども、その場合は、ほとんど著述に当たります。

○漆原委員 私は、ほかのものに当たるかどうかお伺ひしたのじゃなくて、なぜ報道が「不特定かつ多数」なんだという理由を聞いていたのであつて、例えば、先ほど申しました我が公明新聞は報道に当たるのですか、あるいは自由新報は報道に当たるのでしょうか。

○藤井政府参考人 御説明いたします。

あくまで立案担当者の見解ということでお聞きいただきましたと思うんですが、公明新聞になると、多分購入される方は、買おうと思つたら自由に買えるのじゃないかと思つて、そういう場合は、やはり不特定ということにならうかと思つております。

私も浅学なのでございますけれども、ヨーロッパなんかでも、ジャーナリズムといった場合、だれにも邪魔されずにオープンにされた情報源にアクセスすること、これが報道の本質だということふなことで議論されてきているというふうに承知しております。

ておりますので、そこで日本語的な通念的な言い方を最初に申し上げましたけれども、社会的な出来事があるがまだだれにでもというところが、やはり報道の本質として理解されてきていたのじゃないかと思つております。

ただ、これは蛇足でございますけれども、今回私どもの立案している定義は、単にそういう社会的な出来事があるがままにということだけじゃなくて、普通の実態としての報道というのは、大体、そういう事実についての主観的な物の考え方、意見、見解、そういったものが一体となつていのが通例でございますので、その部分も含めての報道と定義して適用除外にしているということとは、御案内のとおりでございます。

○漆原委員 今審議官がおっしゃった、アクセスがオープンなこととは、これは重要なことなんでしょうね。少数の特定の固まりしか見られませんかというのと、見られませんかというのと見ているかどうかは別の話であつて、だれでも購入したい、読みたいという、オープンになつているのであれば、これはやはり現実的には、ある意味では、公明党なら公明党の支持者のしか見ていないかもしれないけれども、しかし、アクセスにおいてオープンであれば、これはやはり不特定だということに解釈する、これは非常にいいメルクマールだと私は思いますね。はい、わかりました。

そこで、もう一つの要件として「客観的事実を事実として知らせる」と。一般的に、事実ということとを事実というふうにお感じになる人がたくさんいらっしゃるんですね。事実とは事実ではないと私は思う。ここで言う「客観的事実を事実として」というのは、事実を指すという言葉ではないというふうに思つて、まず解釈をしてください。「客観的事実を事実として知らせる」ということの、「客観的事実を事実として」云々というこの解釈をお願いしたいと思います。

○藤井政府参考人 御説明いたします。

これも繰り返すことになるかと思つて、一般

的な報道に対する物の認識のされ方として、社会的な出来事があるがままにという、その社会的な出来事があるがままにというのをいけば法律用語として置きかえたのが、「客観的事実を事実として」というふうになっているつもりでございます。

では、主観的事実ということとをすぐ頭に浮かべる方がいらつしやるかもしれません、私どものいろいろの調査結果分析等を通じて、主観的と申しますか、そういったものは、むしろ、著述なんかに見られるように、人の意見、見解、そういった別のメルクマールで従来保護されてきていたわけでございます。報道が報道たるゆえんというふうなのは、そういう内にある認識とか意見とかそういうものではなくて、むしろ、外在する社会的な出来事があるがままにということと認識されていたというふうなことで、こういう「客観的事実を事実として」という言い方で表現しているということでございます。

○漆原委員 本会議の席上で私は、客観的事実が客観的事実と違つた場合、いわゆる誤報でも、それは報道になるのかというふうな大臣にお尋ねしたら、なるというふうにおっしゃつておられた。私は正しいと思つておりましたが、その場合に、客観的事実でないことを客観的事実と伝えたこと、これは報道ですね、そこに報道側の故意過失を問うのか問わないのか。これはいかがでしょうか。

○藤井政府参考人 御質問の件でございますが、なかなかちよつと故意過失というところが難しいのかなというふうな気がしております。

と申しますのは、ここで言っているのは、あくまで報道機関が報道目的で個人情報を取り扱うとき、その場合の報道という概念ですが、もつと平たく言えば、いわば報道機関の業とする利用目的のようなものでございますので、もともと故意過失というふうなことを、目的ですから結構主観的な要素が入つていっていると思つて、だけれども、故意過失ということとはちよつと違つた局面かなと思つております。

誤った報道を意図的に流そうとしたかとか、あるいは正しい報道を意図的に流そうとしたか、あるいは誤った報道を過失で流そうとしたかという場合は、多分、刑法上の名誉毀損とか民法上の不法行為のところではあるいは問題になるのかもしれないが、私どもの御提案している法案では、あくまで報道機関の個人情報を取り扱いの利用目的が報道目的かどうかということを行っているわけで、先ほど委員御指摘のとおり、そこで個々の報道の内容が結果的に誤つていようがどうが、利用目的さえ報道目的であれば、それは適用除外の対象になりますというふうなことになるということでございます。

○細田国務大臣 明確に言っておきましょう。報道の方もたくさん聞いておられますし、いろいろ長く説明するという誤解があつてはいけませんから。

そういう問題は、あくまでも民事法あるいは刑事法等の要件に当たるかどうかということで、別の次元で処理されるべきものと割り切っております。

○漆原委員 私、そのとおりだと思うんですね。要するに、こう書いたことによつて、きょうも実は、先ほど申しました山さんの話の中では、「修正案は「報道」の定義にあたつて、「客観的事実」という言葉を論議なしに使つてゐる。」という一文があるんです。ただ、これは、私は多分に誤解に基づくものだと思うんですね。客観的事実とは客観的現実じゃないんだということも何回も言つてゐる。報道の性格によつて、性質によつて判断されるんであつて、中身じゃないんだということは何回も大臣もおっしゃつたし、私もそう思つてゐます。だから、あえて今、極論をした御質問をさせてもらったわけなんです。

誤った報道を、客観的現実と異なる報道を意図的に流した、これでも報道に当たるんだというのであれば、私は安心。判断基準が、内容ではなくて、客観的事実として知らせたかどうかという外形上で判断するんだというふうには判断してゐるんですが、大臣、よろしいですね。

○細田国務大臣 まさに、報道というのは多くの人にそういうことを知らしめる役割でございますので、全くおっしゃるとおりでございます。その内容が結果的に事実と違つておるかどうかということとは一切関係がございません。

○漆原委員 明確な答弁、ありがとうございます。もう一つだけ報道についてお尋ねしたいんですが、報道と密接不可分なものとして取材活動があります。報道を適用除外とした以上は、私は、メディアによる取材活動も当然適用除外になるというふうにしておりまして、最高裁の判例を調べましたが、昭和四十四年の最高裁大法廷の判例がありました。

こういうふうにしてあります。「報道の自由」とともに、報道のための取材の自由も、憲法二十一条の精神に照らし、十分尊重に値するものといわなければならぬ。」こう判示しております。さらにこの判例が、昭和五十三年五月三十一日、最高裁第一小法廷においても同じくこの判例がそのまま引用されて現在に至つてゐるというふうには私は認識しておりますが、いかがでしょうか。この報道の中に取材活動も含むんだという解釈でよろしいかどうか、確認をしておきたいと思ひます。

○藤井政府参考人 この問題は、当然、委員の御指摘のとおり、含みます。

○漆原委員 昨日の委員会では、報道かどうかをだれが判断するかについて、まだ誤解に基づいた議論がなされてゐると思ひます。

そこで、細田大臣にお尋ねしますが、報道機関の主務大臣の関係について、もう一度政府のお考えをお尋ねしたいと思ひます。

○細田国務大臣 報道機関について主務大臣はございません。

○漆原委員 報道機関に主務大臣はない。そうすると、報道は、何ら全く報道機関についての紛争を解決するところはないのでしょうか。

○細田国務大臣 昨日も多少問題になった点がございまして。それは、報道機関が報道と全く関係のない活動をしておつた、それに関連して苦情の申し立てその他があつた場合、あるいは一部でも報道の一部だと考えられるようなことについて苦情の申し立てがあつたりした場合、これについて、後者については、この条文によりまして、一切報道とみなされます。

実は、そこで、きのうも最後にきつちり答弁したんですが、逆に、結論的に曲解されたような締めくくりをされた方がおられましたけれども、例えば文化センターという、その中身が囲碁、将棋とか俳句やお花とか、そういうものを教えるセンターを別途つくつておられるところも、大変有名なところもあります。ところが、地方などでそういう活動をやつてゐる、あるいは旅行のあっせんのようなことをやつてゐる事業部的なものがあつてゐます。

万一、全く報道と関係のない業務において何か苦情があつた場合は、例えば旅行業であれば関係の省ということもあるし、その他のことについては主管庁が発生することがありますが、それは両者の均衡論なんですね。つまり、子会社でやつておれば、やはり別法人ですから、そこは報道の目的がないわけです。何とか文化センターという、あるいはカルチャーセンターでもいいんですが、それと、では、報道の中の事業部としてそういうものがあつた場合には、これは報道だから、一切法人の中に入つてゐるんだから全然別扱いになりますよということ、やはり法のもとの不均衡が発生しますから、専ら、そういう目的があれば、観念的にはやはり主務大臣をその事業について置きますよということだけを申しました。

しかし、実際そんなことがあるのかといへば、まずなかつたという事は思つております。しかも、多量の情報を処理して全く報道と関係のない事業を一部でやつておる、そこで不祥事が発生する、そういう案件はないものと思つております。まずないものと思つております。

〔松下委員長代理退席、委員長着席〕

○漆原委員 報道の関係で最後にもう一点だけ。野党案は、適用除外の要件として、個人情報の取り扱いの目的のみを規定して、取り扱い主体の要件を外してあります。私は、これでは適用除外の範囲が広範囲に及び過ぎるというふうには思つております。

そこで、大臣にお尋ねしますが、野党案のように、適用除外の要件を目的だけとするということの問題点について、具体的に御説明いただきたいと思ひます。

○藤井政府参考人 適用を除外される報道の要件といたしまして、政府案は、報道機関という主体と報道目的の取り扱いという行為の二段階にしておるところでございます。野党案は、その主体を除いておられるということでございます。

ちよつとそこは、私どもも説明を十分承つていない段階ですので、なかなか批判めいたことは申し上げられないんですが、ただ、例えば一般企業なんかの広報宣伝活動なんか、こういったものとはどういふ線引きが可能なのかというふうなのは、ちよつと難しい問題だと思つております。

それから、野党案では第三号で、単に、不特定かつ多数の者に対して情報を発表し伝達する活動で、二つぐらいの例外の例外を例示されて政令で委任されてゐるわけですが、この二つの例だけでは、実際、閣議決定でどういふものを除いていいのかというところがちよつと不明確かなというふうなことでも考えてゐるところでございます。

○漆原委員 時間がなくなりましたが、最後に自己情報コントロール権についてお尋ねします。

先ほど来、この自己情報コントロール権というのは日本ではまだ確立した概念になつていないんだ、これを実定法に取り込むことは問題があるというふうな御答弁がなされておまして、私もそのとおりだと思つております。

この野党案の中にありますように、自己情報コントロール権というのを日本の法制で取り入れた場合、確立した概念として入れた場合、情報の取

得たとか、情報の開示だとか、あるいは取材の適正だとか、そういうところに全部これはかぶってくるわけでありまして。私はそう思うんですね。

我々は、メディアに対する配慮という観点から、基本原則を外しました。この基本原則があることによって、メディアが、著しい報道あるいは取材の萎縮効果があるんだ、萎縮を受けるんだ、取材活動を阻害するんだという批判を受けて、今回 新法では、この基本原則という、これは努力義務でありまして、何も法的義務はない、具体的義務はないんだけれども、努力義務なんだけれども、それを根拠にして、メディアが何らかの萎縮効果があるというふうになるのであれば、何もメディア規制が目的ではないわけだから、では外しちゃおうということで今回外したわけなんです。しかし、野党もこれは外しているわけですね。

しかし、考えようによっては、自己情報コントロール権というものを確立したとすると、概念を認めたとなると、逆に、五原則を外した意味がなくなるんじゃないのか。むしろ、五原則を、あれは努力義務だったんだけれども、今度は情報をとられる方の権利ですから、権利ということとは、もともと明確に義務が相手に発生するわけですね。そういう意味では、五原則を規定した以上のメディアに対する報道萎縮効果、規制効果というのはあるんじゃないかなと私は思っているんですが、大臣の所見を求めます。

○細田国務大臣 自己情報コントロール権というのは、先ほどもちよつと御答弁の中に申し上げましたけれども、学説としては存在するわけでございますし、それから、プライバシーの権利の一種といえますが、非常に密接な関係のある、幅広い個人の権利である。

それでは、その中身はどうであろうかということについて、国際的にも、あるいは日本の学者の間でも、さまざまな議論が行われております。最も広義に解すれば、自分に関する情報はすべて自分がコントロールすべきであって、人がいろいろ

介入することはすべて排除できるのを大原則とするという最も極端なものがあると思います。しかし、それでは世の中が立ち行きませんから、そうではない、公益のために公開をせざるを得ないものもありますし、公益のために使われるものもあるということで、だんだん中身が絞られてくる。

その絞られ方が、今後もうちよつと、この個人情報保護法の政府案が実施されますと、おのずと明らかになってまいりますし、先ほど来、野党の先生からも御質問がありましたけれども、その中で、特別法でやはりきちつと規制した方がいいものがあるんじゃないかというものもあるんですね。それは、もうコンピューター時代を迎えて、内容的にはいろいろ問題が発生するものもあると思いますから、余り硬直的に物考えずに、今後弾力的に考えるということが一つ。それから、やはりこの法案、政府の法案の基本原則、適法、適正な取得、透明性の確保等、はつきりした原則のもとに、余り強いコントロール権を大上段に出してまいりますと、逆に憲法上の自由との関係も、おつしやるように、検討をさらに深めなければ、そこで利害の衝突が起きる面もございますので、まだそういったことを具体的に、もし自己情報コントロール権に類する概念であるとすれば、まだ時期尚早ではないかと思っております。

○漆原委員 以上で終わります。ありがとうございます。

○村井委員長 次に、山谷えり子君。

○山谷委員 保守新党の山谷えり子でございます。

今、IT化に伴いまして、民間企業からの顧客名簿の流出やホームページからのさまざまな漏えい事例が頻発しております。新聞報道等をにぎわわせております。漏えいの規模も、多いケースでは数十万件に上って、また、業種を見ましても、デパート、金融、電気通信事業者といったさまざまな分野で事例が発生しております。平成十四年でも、例えば証券会社であるとか食品メー

カー、パソコン教室、お見合い情報、エステ、こしに入ってから大手の塾などの大きな事例が、件数が発生しております。

国民生活センターが昨年、公表しました調査結果によれば、社会や生活の情報化によって自分の個人情報被害されやすくなると感じている消費者は七二％に達しております。

私も子供三人おりまして、さまざまな情報が漏れているなというふうなことを感じざるを得ないようなダイレクトメールが我が家に届いておりまして、これは本当に多くの国民の共通の思いではないかと思っております。

また、ある知人は、ある調査会社で調べてもらったところ、自分が何月何日に何を買ったかまで詳細に教えてくれて非常にびっくりしたというふうなことを言っております。

多重債務者名簿とか高額納税者名簿、ネット通販利用者名簿などなどは、お金さえ払えば手に入るといふような、もう何か丸裸状態というふうな感じで、このような情報が悪用されるというケースも後を絶ちません。

民間分野において、個人情報の取り扱いについて規律した包括的な法律はなく、基本的には企業の自主的な取り組みにゆだねられている状況ですけれども、この状況がこのような状態では非常に不安である。IT社会における個人情報保護法、OECD加盟国すべて整備済みという形で、日本での今回の民間企業における個人情報の取り扱いについての法整備について、大臣の御見解をお伺いしたいと思います。

○細田国務大臣 山議員がおっしゃいますように、最近ちよつとおかしいという事例もたくさん出ております。

例えば、あるデパートのカードをつくりまして、どうも関係のないような、デパートのせいかわかりませんが、通販会社から毎度こんな分厚いダイレクトメールが来て、通販で買いませんかというのが来たり、ほかに、おやと思ふような教育情報の関係の企業からダイレクト

メールが来る。どうしてこんなに住所や郵便番号まで含めてわかっていふんだと。あるいは子供の名前まで書いてあるとかです。

やはり私は、このコンピューター時代に、個人情報をつちり守らなければならぬ状態が本当にふえていてと思うわけでございまして、こういった環境の中で、ぜひとも今回きちつとした法整備を行いたいと思っております。

それで、私は、相当、今までの明らかな情報漏れ、例示として議員の先生方にも漏えい事件というのをお見せしておるわけでございますが、平成十二年から平成十五年までに五十七件例示、大きいものは、何千人、何万人という漏えい事件をお出ししております。その中で、本当に悪意に満ちているとはつきりできるような案件は十五件なんです。あとは、うっかりミスに違いない案件が四十二件もあります。

ということでは、例えば、ホームページで懸賞募集したらどんな懸賞募集の氏名が集積して、それが次に応募した人にみんな漏れてしまうようなずさんなコンピューター処理をしている、こういう例が非常に多いんですよ。これは全く初歩的なミスでございますので、行政庁の方できちつちり、あるいは関係の団体の方で指導し、こういうソフトウェアをつくれれば防衛できるよといえれば防衛できるものがたくさんある。しかし、あと、これからの問題は、故意にこれをやってしまうようなものはしつかりと抑えなければならぬんですね。

それから、カード会社の会員になるときに、よく書いてあるんですよ、よく見ると。私はそういうカードをいっぱい集めてみると言つて集めたんですが、私の系列の会社があなたに御連絡通知をすることがありますと書いてあるんですね。結構でございますかと書いてあつて、ちゃんとノーと書かないとイエスと言つたことになってしまふような記入がある。その中には、あなたの財産は幾らですか、貯金は幾らですか、持ち家ですか、勤務先、幾らですかとみんな書いてあるんですね。

ね。

それは、消費者としてそういうことを書かざるを得ないような、クレジットカードにしても、生命保険にしても、いろいろな要件があつて、これらがまたいろいろ漏れるものになるということ、やはり政府としてそういうものを業種別にもしっかりと押さえていって、個別の事案が生ずるたびにきつち押さえていくことによつて個人情報保護の図っていくことが喫緊の課題であると思つておりますので、ちよつと長い答弁になりましたけれども、そういった環境整備をするための法律であるということで御理解いただきたいと思ひます。

○山谷委員 初歩的なミスはともかく、個人情報保護を自分たちの財産としてしか見ていない業界とか、悪質性に気がついていない業界とか、業界によつてさまざまなレベルがあると思ひますので、まず実態を把握する、それから消費者に対して教育をしていくということが大事ではないかと思ひます。場合によつては、業界によつては、本人への通知の義務づけということも考えていいかもしれないというふうなことで、本場に現在進行形の状況なので、さまざまな事案が出てくると思ひますので、それに関しては臨機応変に対応していくことが大事だということに思つております。

次に、この法案の成立に向けてこれまで大きな障害となつておりましたメディアとの関係などございましてけれども、今回再提出された法案においては、先日、本会議におきまして、総理も、プライバシーの保護と報道の自由を両立させるという法案の趣旨が一層明確になったというふうな答弁されております。

そこで、細田大臣にお尋ねいたしますけれども、今の委員会の中でもいろいろなりとりはありましたけれども、報道の自由との調整の考え方について、この修正案を踏まえてお答えいただけますか。

○細田国務大臣 報道の自由は憲法上も保障されておまして、個人情報保護法案においても最優先にその自立性が確保されるべきものであると認識しております。

識しております。

こうした観点を踏まえまして、政府案におきましては、報道分野に対し、主務大臣による勸告、命令などの関与を伴う法案第四章の個人情報取扱事業者の義務について適用を除外しているところでございます。

なお、再提出法案における修正点としては、こうした趣旨を徹底するために、第一に、法三十五条第二項において、報道機関等に情報提供する個人情報取扱事業者についても、表現の自由を妨げることがないよう、主務大臣が関与しないということを確認しております。

第二に、報道の範囲が恣意的に判断されることのないよう、第五十条第二項において、報道の定義を条文に明記しております。

第三に、第五十条の第一項第一号において、フリージャーナリスト等の不安、懸念に配慮いたしまして、義務規定の適用除外となる報道機関に個人も含まれておることを明確化しております。

○山谷委員 昨年廃案になりました法案は、メディアや作家、取材の方たちが本場に不安を感じて反対するの私は当然だったというふうに思ひます。今回メディア規制につながるとされた条項がすべて削除されたという意味で、報道の自由、表現、学問の自由非常に留意したということは評価していいというふうに思ひます。

適用除外、第五十条の中に出版社の明記がないんですが、出版社はどのように位置づけられるんでしょうか。

○藤井政府参考人 御説明申し上げます。

出版社の場合は、主として著述されたものを刊行される場合、それから雑誌社のように報道雑誌というものを出版される場合、本場に、総合メディアと言われるように、いろいろなものがあるというふうな考えております。

そこで、最初に、報道雑誌を出版されているような雑誌社の方は、これはもう間違いなく報道を業とする者ということになりますので、まさに報道機関そのもので、報道機関の報道目的というこ

とで適用除外になる。

それから、今回、著述というのを新たに適用除外に設けておりますけれども、それ以外の出版社のほとんどの出版物は、それこそ、先ほども御説明したんですが、ジャンルの問わないわけですし、それから、一連の著述行為を目的とした個人情報の取り扱いであれば、それはみんな著述目的の取り扱いということになりますので適用除外になるというふうな形で、平たく言えば、報道機関が著述ではほとんど除かれるというふうに御理解いただければと思ひます。

○山谷委員 憲法二十一条には、「言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。」というふうにあるわけで、出版という言葉が出てくるわけでございますが、ここにあえて明記しなかつた、あるいは明記してもいいのか、その辺はいかがですか。再度質問いたします。

○藤井政府参考人 御説明いたします。

これも、今ほど御説明したことと関連します。が、出版社というふうなのはやはり総合メディアというふうな認識されているかと思ひます。総合メディアと申しまして、報道雑誌をやっている方は相当大きなものがあることも事実なんです。ただ、報道機関のいわば典型例として例示するというところであれば、ちよつと出版社というふうなのはそぐわないんじゃないかというところ、いわば例として例示していいだけでございまして、法律的な意味としては、もう紛れもない、そういう報道雑誌をやっているところは報道機関ということで適用除外されるということでございます。

なお、著述については、これは報道のところとは全然違つたつくり方になっておりまして、著述の主体の例示は一切しておりませんので、そういうことで出版社も例示していないということでございます。

○山谷委員 実態的には適用除外ということでも適用除外となる報道機関等も大量の個人情報

現在扱つておまして、実際、その個人情報の取り扱いがプライバシー侵害になる事例も少なくありません。報道機関や文筆業者といえども、個人情報の取り扱いには十分慎重な注意が必要だと思ひます。自主的な取り組みが何もないというのは、やはり多くの人は不安を感じてしまふのではないかと思ひます。

そこで、米田副大臣にお尋ねしたいんですけれども、今回再提出するに当たつて、引き続き、第五十条第三項の報道機関等の自主的努力義務規定が残されております、野党案にはありませんが、その規定の趣旨や意義について答弁をお願いしたいと思ひます。

○米田副大臣 お答えいたします。

先ほど大臣が答弁申し上げましたとおり、報道等の分野につきましては憲法上も自由が保障されておるわけでありまして、その点にかながみまして、政府案におきましては、主務大臣による勸告、命令などの関与を伴う法案第四章の個人情報取扱事業者の義務について適用を除外しているわけでありまして。

また一方で、お説のとおり、報道分野におきまして、人格尊重の理念のもとに、個人情報を慎重に取り扱うべきことには変わりはないと思ひます。そこで、政府案では、法案の第五十条第三項の努力規定を設け、個人情報の適正な取り扱いを確保するための必要な措置をみずから講じていただくこと、こういうことにしているわけでありまして。

ただし、これはあくまでも自律的な措置でございまして、報道機関等に対して規制的な効果を有するものではないというふうな考えております。

○山谷委員 報道機関においては、これまでBROなどの自主規制機関を設置するなど努力をしているわけでございますので、今後ともその努力に期待をしたいというふうに思ひます。

続きまして、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律関係についてお尋ねしたいと思ひます。

昭和六十三年に現行法である行政機関の保有す

午後五時散会

る電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律が既に制定されております。きのうの委員会の席上で若松総務副大臣より、今回の法案は、現行法に比べて、対象を、電子計算機処理された個人情報から紙に記録された個人情報を含む、行政機関が保有するすべての個人情報に拡大すること、それから、個人情報の本人による開示請求権に加え、訂正、利用停止を請求権として新たに加えること、また、国民からの不服申し立てを調査審議するため、情報公開審査会を拡充し、情報公開・個人情報保護審査会を設置するなど、現行法を大幅に充実強化するものであるとの御答弁がございました。

国民の権利利益の保護を図るためにも、また国民からの信頼を確保するためにも、行政機関の個人情報保護法が大幅に充実強化されることは望ましいことでございます。特に情報公開審査会については、既に情報公開制度において、行政機関の長の決定に対する不服申し立てについて客観的立場から調査審議を行うという重要な機能を持っております。

マッカーサーと昭和天皇のやりとり、会議録を公開せよというときに、省庁の方でいろいろな抵抗があった。それを、いや、すべしというようなことを言われたというのは大変な見識がある審査会というふうに出ておられますけれども、この法律が通りますと、これをもっと充実した組織にするべきなのではないか、そういう事態が生じてくるのではないかと思います、その辺はどのようにお考えでございますか。

○松田政府参考人 お答え申し上げます。

先生御指摘のように、この情報公開・個人情報保護審査会は大変重要な役割を果たす機関になるわけでございます。行政機関の個人情報の取り扱いにしまして不服申し立てがございました場合に、それを調査審議するというところでございます。そのため、審査会は、その委員が両議院の同意を得て任免されるという非常に権威が高い機関と法律上させていただいているところでございま

す。

現在、先ほども御指摘にございました情報公開審査会、大変活発な審議をしていただいているところでございますが、これを改組いたしまして、情報公開・個人情報保護審査会ということにしようとしているわけでございますが、この法律施行後におきます人員面につきましては、審査会の業務量を勘案しまして、委員の体制ですとかあるいは事務局の体制を強化いたしまして、審査会が持つ重要な機能に支障を来さないようにしてまいりたいと考えております。

○山谷委員 充実した組織にしたいと同時に、また、国民はこのような審査会があるということを知らないわけですから、十分な広報活動というのもしていただきたいというふうに思います。

八月に住民基本台帳ネットワークシステムが本格稼働する。市民は非常に警戒感、不信、不安を持っております。電子政府により行政の効率化、スリム化が進むというメリットも大きいわけでございますので、個人情報保護法制は、今のIT時代において、国民生活の保護のために非常に不可欠な基盤整備のための法制であるというふうに考えますので、やはり何らかの最低限のルールが必要である、そのためにも、いつまでもたなざらしにしていけないわけではないというふうに私は考えております。

また、成立後、恐らくさまざまな問題が出てくるというふうに考えられますので、見直しや検討の姿勢というものを大切にしていただきたいと思います。いろいろな業界におきまして、法施行後、状況の実態把握、分析、見直し等々をしていきながら、このIT時代が、プライバシーの保護とそして利便性の向上というような、両方が両立して国民生活が豊かになるような形で進んでいくことを望んでおります。

以上で質問を終わります。

○村井委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

平成十五年四月二十三日印刷

平成十五年四月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

〇